

新規上場申請のための有価証券報告書
(I の部)

上場申請会社

リョーサン菱洋ホールディングス株式会社

提出会社

菱洋エレクトロ株式会社

株式会社リョーサン

目次

頁

表紙

第一部 組織再編成に関する情報	1
第1 組織再編成の概要	1
1. 組織再編成の目的等	1
2. 組織再編成の当事会社の概要	6
3. 組織再編成に係る契約等	6
4. 組織再編成に係る割当ての内容及びその算定根拠	22
5. 組織再編成対象会社の発行有価証券と組織再編成によって発行される有価証券との相違	24
6. 組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利	25
7. 組織再編成に関する手続	26
第2 統合財務情報	28
第3 発行者（その関連者）と組織再編成対象会社との重要な契約	30
第二部 企業情報	31
第1 企業の概況	31
1. 主要な経営指標等の推移	31
2. 沿革	31
3. 事業の内容	31
4. 関係会社の状況	34
5. 従業員の状況	34
第2 事業の状況	37
1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	37
2. サステナビリティに関する考え方及び取組	37
3. 事業等のリスク	37
4. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	41
5. 経営上の重要な契約等	41
6. 研究開発活動	41
第3 設備の状況	42
1. 設備投資等の概要	42
2. 主要な設備の状況	42
3. 設備の新設、除却等の計画	42
第4 上場申請会社の状況	43
1. 株式等の状況	43
2. 自己株式の取得等の状況	48
3. 配当政策	48
4. コーポレート・ガバナンスの状況等	49
第5 経理の状況	59
第6 上場申請会社の株式事務の概要	60
第7 上場申請会社の参考情報	61
1. 上場申請会社の親会社等の情報	61
2. その他の参考情報	61
第三部 上場申請会社の保証会社等の情報	63
第四部 上場申請会社の特別情報	64
第1 上場申請会社の最近の財務諸表	64
1. 貸借対照表	64
2. 損益計算書	64

3.	株主資本等連動計算書	64
4.	キャッシュ・フロー計算書	64
第2	保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表	64

【表紙】

【提出書類】

新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）

上場申請会社であるリョーサン菱洋ホールディングス株式会社（以下「当社」、「上場申請会社」または「共同持株会社」という。）は、株式移転（以下「本株式移転」という。）により2024年4月1日に設立登記する予定であります。

（注）本報告書提出日の2024年3月1日において、当社は設立されておきませんが、本報告書は、設立予定日である2024年4月1日現在の状況について説明する事前提出書類ですので、特に必要のある場合を除き、予定・見込みである旨の表現は使用していません。

（上場申請会社）

【提出先】	株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 岩永 守幸 殿
【提出日】	2024年3月1日
【会社名】	リョーサン菱洋ホールディングス株式会社
【英訳名】	Ryoyo Ryosan Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 中村 守孝
【本店の所在の場所】	東京都千代田区東神田二丁目3番5号
【電話番号】	下記統合2社の連絡先をご参照願います。
【事務連絡者氏名】	同上
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	同上
【事務連絡者氏名】	同上

（新規上場申請のための有価証券報告書提出会社）

【会社名】	菱洋エレクトロ株式会社
【英訳名】	RYOYO ELECTRO CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長執行役員 中村 守孝
【本店の所在の場所】	東京都中央区築地一丁目12番22号
【電話番号】	(03) 3543-7711
【事務連絡者氏名】	執行役員管理本部長 高橋 正行
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区築地一丁目12番22号
【電話番号】	(03) 3543-7711
【事務連絡者氏名】	執行役員管理本部長 高橋 正行

【会社名】	株式会社リョーサン
【英訳名】	Ryosan Company, Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長執行役員 稲葉 和彦
【本店の所在の場所】	東京都千代田区東神田二丁目3番5号
【電話番号】	03 (3862) 2591 (代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員財務本部長 湯浅 英生
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区東神田二丁目3番5号
【電話番号】	03 (3862) 2591 (代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員財務本部長 湯浅 英生

第一部【組織再編成に関する情報】

第1【組織再編成の概要】

1【組織再編成の目的等】

(1) 経営統合の目的及び理由

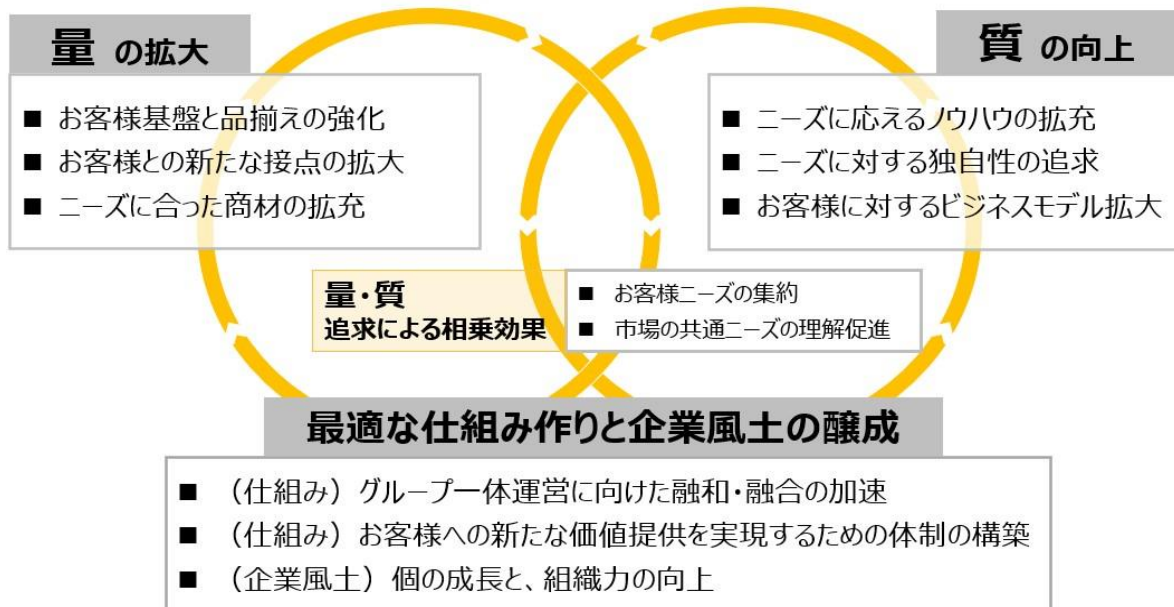
菱洋エレクトロ株式会社（以下「菱洋エレクトロ」といいます。）は、「半導体・デバイス」と「ICT・ソリューション」を事業領域に有するエレクトロニクス商社として、国内外の電子機器メーカー、電子機器ユーザーに対して商品の販売及びこれに付随するサービスを提供しており、ビジョンとして掲げる「お客様の課題やお困りごとを他社よりも早く、優れたやり方で解決させていただく企業」の実現に向けた取り組みに注力しています。サプライチェーンの上流から下流まで幅広く接点を持つ事業の特徴を活かし、エンドユーザーから得られた市場ニーズを強みとして上流にあたる電子機器メーカーとの接点を拡充するとともに、製品・技術・サービスを組み合わせた独自性のあるソリューションを創出することで、サプライチェーン全体で情報と価値を循環させるビジネスモデルの展開を推進しております。

一方、株式会社リョーサン（以下「リョーサン」といいます。菱洋エレクトロ及びリョーサンを併せて以下「両社」といいます。）は、半導体・電子部品を販売するデバイス事業及びIT機器等を販売するソリューション事業を行う専門商社として国内外の電子機器メーカー等の得意先に対し、商品の販売を行っております。「エレクトロニクス領域で、社会にとっての安心・最適を創り出していく企業」を目指す姿に掲げるとともに、ビジネスモデル・サプライヤーネットワーク・販売チャネルの3つのイノベーションを成長の柱として位置付けており、商権獲得先の深掘りやチャネル改革を通じた「ポートフォリオの多様化推進」、地場投資先との協働化を通じた「中華圏ローカル事業の深化」、「先行投資商材の刈り取りと新規投資」、顧客ニーズを起点とする製造事業を含む新規ビジネスの参入等の「業態変革に向けた投資」、様々なデジタル技術を活用した「既存ビジネスの効率化」、経営情報整備や教育・リスク管理・ガバナンス等の「基盤整備」を進めております。

以上のように、両社はエレクトロニクス分野における商社として事業を展開しておりますが、エレクトロニクス商社業界を取り巻く環境は、社会全体でのIoT化やDX（デジタルトランスフォーメーション）が加速する中、新たなテクノロジーの活用が急速に進むことで大きな環境変化を迎えており、こうした業界の環境変化に伴って、エレクトロニクス商社に求められる機能や役割にも変化が生じております。加えて、半導体をはじめとする電子部品メーカーやIT機器メーカーの合従連衡などに伴う商社間の競争が激しさを増す一方、半導体市場の需給バランスの変動や金融市場の動向、資源・材料価格の高騰や地政学リスクといった外的要因が事業環境や業績に及ぼす影響は非常に大きく、エレクトロニクス商社は低い収益性の利益構造であるにも関わらず、外部環境の変化に左右されやすい状況にあります。

両社はこのような認識の下、持続的な企業価値の向上及び全てのステークホルダーへの一層の貢献を果たすためには、強固な経営基盤の確立のみならず、両社各々の強みの融合により個社の成長限界を打破し、バリューチェーン全体への価値向上の追求が必要であるとの認識で一致し、共同持株会社の設立による経営統合（以下「本経営統合」といいます。）について最終的な合意に至りました。

本株式移転により、両社は、国内エレクトロニクス商社の新たな中核グループとして、それぞれがこれまでの長年の歴史の中で築いてきた、お客様との良好なリレーションや優良な商材・ソリューションといった経営資源を新たな枠組みの中で最大限に活用した以下の取り組みを推進し、企業価値の更なる向上を目指してまいります。



(i) 両社の経営資産を掛け合わせた“量”の拡大

両社は、お客様や取扱商材の重複が限定的であることを踏まえ、両社の既存のお客様に新たな商材を、また、既存の商材を新たなお客様に、各々展開することで取引の裾野が一気に拡充することになります。これらの取り組みの中で、お客様との新たな接点を拡大・充実させることにより、お客様ニーズを的確かつ深く理解し、さらには、これら取り組みの結果得られたニーズを、新たな商材・サービス拡充に活かすことにより、より一層のビジネス規模拡大を進めてまいります。

(ii) 新たな価値の創出による“質”の向上

両社は、上記(i)の取り組みの中で得られたお客様の多様なニーズに、これまで培ってきた知見を最大限に活かすことを通じて、ソリューション提供に向けたノウハウの更なる拡充を進めます。単なるモノ売りにとどまらず、お客様や市場全体が抱える課題・お困りごとの解決に繋げるべく、他社にはない両社ならではの付加価値の提供を推進いたします。これら取り組みを通じて、ソリューション領域の裾野を広げることで、多様なビジネスモデルを展開し、これまででない、新たなエレクトロニクス商社像の構築を志向してまいります。

(iii) (i)～(ii)を支える最適な仕組み作りと企業風土の醸成

上記(i)～(ii)の取り組みを支えるための最適な仕組みとして、グループ一体運営に向けたインフラを整備し、お客様への新たな価値提供を実現するための体制を構築してまいります。

また、両社社員が持つ知見や技術の積極的交流を行うこと等を通じて、社員1人1人が“個”の力を高めるとともに、お客様に貢献できることの喜びと自身の成長を実感できる企業風土を醸成することで、組織としてのお客様ニーズへの対応力の一層の強化を図ってまいります。

上記(i)～(iii)の取り組みを通じて、半導体のキーアイテムを持ち、強固なお客様基盤を有するリョーサンが強みと、DXやAIなどICTの領域で豊富な実績を有する菱洋エレクトロの強みを融合させることで、“量”と“質”の追求による相互循環を引き起こし、個々のお客様にとどまらず、市場全体が共通で抱える課題・お困りごとの解決に貢献し、新たな価値提供を追求する、お客様から選ばれ続ける企業を目指してまいります。

本経営統合によるシナジーの早期具現化に向けて上記の取り組みを推進し、さらに、「お客様のお客様」であるエンドユーザーの課題解決までを見据えたバリューチェーン全体への価値向上を追求すべく、エレクトロニクス商社の枠組みに捉われない更なる成長機会の実現を視野に入れた施策についても引き続き検討してまいります。

(2) 上場申請会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と上場申請会社の企業集団の関係

① 上場申請会社の企業集団の概要

ア. 上場申請会社の概要

(1) 商号	リョーサン菱洋ホールディングス株式会社 (英文表示: Ryoyo Ryosan Holdings, Inc.)
(2) 事業内容	デバイス・ICT製品の仕入・販売等を行う会社の経営管理及びこれに付帯又は関連する業務
(3) 本店所在地	東京都千代田区東神田二丁目3番5号
(4) 本社所在地	東京都中央区築地一丁目12番22号
(5) 代表者及び役員の 就任予定	代表取締役社長 中村 守孝 代表取締役副社長 稲葉 和彦 取締役 遠藤 俊哉 取締役 大橋 充幸 取締役 高橋 則彦 社外取締役 高田 信哉 社外取締役 川辺 春義 社外取締役 白石 真澄 取締役(常勤監査等委員) 脇 清 社外取締役(監査等委員) 小川 真人 社外取締役(監査等委員) 大井 素美 社外取締役(監査等委員) 福田 佐知子
(6) 資本金	150億円
(7) 純資産(連結)	現時点では確定していません。
(8) 総資産(連結)	現時点では確定していません。
(9) 決算期	3月31日

イ. 上場申請会社の企業集団の概要

共同持株会社設立後の、共同持株会社と両社の状況は以下のとおりです。

両社は、両社の株主総会による承認及び本株式移転を行うにあたり必要な許認可等を得られることを前提として、2024年4月1日(予定)をもって、本株式移転により株式移転設立完全親会社たる共同持株会社を設立することについて合意しております。

会社名	住所	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	役員の兼任等	
					共同持株 会社役員 (名)	共同持株 会社従業員 (名)
(連結子会社) 菱洋エレクトロ株式会社	東京都中央区	13,672	1) 半導体/デバイスの販売 2) ICT製品の販売 3) 組み込み製品の販売 4) 上記に関わる設計・開発及び技術サポート 5) 上記に関わる各種サービス	100.0	6 (予定)	未定
株式会社リョーサン	東京都千代田区	17,690	1) デバイスの販売 2) ソリューションの展開	100.0	5 (予定)	未定

(注) 1 両社は、それぞれ有価証券報告書の提出会社です。

2 両社は、共同持株会社の特定子会社に該当する予定です。

3 本株式移転に伴う共同持株会社設立日(2024年4月1日)をもって、両社は、共同持株会社の株式移転完全子会社となり、両社の普通株式は2024年3月28日をもって上場廃止となる予定です。

4 本株式移転に伴う共同持株会社設立日(2024年4月1日)における両社の役員は未定であることから、役員の兼任については、共同持株会社役員就任予定者のうち、本報告書提出日現在の両社役員の在任状況を(予

定)として記載しております。

共同持株会社の完全子会社となる両社の最終事業年度末日(菱洋エレクトロにおいては2023年1月31日、リョーヨーサンにおいては2023年3月31日)時点の状況については、以下のとおりです。

菱洋エレクトロの概要

(i) 事業内容

菱洋エレクトロの事業内容につきましては、下記「第二部 企業情報 第1 企業の概況 3 事業の内容 (1) 菱洋エレクトロ」をご参照ください。

(ii) 関係会社の状況

名称	住所	資本金又は出資金	主要な事業の内容	議決権の所有割合又は被所有割合		関係内容
				所有割合(%)	被所有割合(%)	
(連結子会社) リョーヨーセミコン(株)	東京都中央区	100百万円	半導体/デバイス ICT/ソリューション	100.0	—	菱洋エレクトロが販売する商品の一部を相互に供給 役員の兼任 2名
(株)スタイルズ	東京都千代田区	30百万円	ICT/ソリューション	100.0	—	菱洋エレクトロが販売する商品の一部を相互に供給 役員の兼任 1名
RYOYO ELECTRO SINGAPORE PTE., LTD.	シンガポール 共和国 シンガポール	8,000千 シンガポール ドル	半導体/デバイス ICT/ソリューション	100.0	—	菱洋エレクトロが販売する商品の一部を相互に供給 役員の兼任 0名
RYOYO ELECTRO HONG KONG LIMITED (注) 5	中華人民共和国 香港	30,300千 香港ドル	半導体/デバイス ICT/ソリューション	100.0	—	菱洋エレクトロが販売する商品の一部を相互に供給 役員の兼任 1名
菱洋電子(上海)有限公司	中華人民共和国 上海	58,301千 人民元	半導体/デバイス ICT/ソリューション	100.0	—	菱洋エレクトロが販売する商品の一部を相互に供給 役員の兼任 1名
RYOYO ELECTRO INDIA PVT. LTD. (注) 3	インド ベンガルール	140,000千 インドルピー	半導体/デバイス ICT/ソリューション	100.0 (90.0)	—	菱洋エレクトロが販売する商品の一部を相互に供給 役員の兼任 0名
RYOYO ELECTRO (MALAYSIA) SDN. BHD. (注) 3	マレーシア クアラルンプール	1,000千 マレーシア リンギット	半導体/デバイス ICT/ソリューション	100.0 (100.0)	—	菱洋エレクトロが販売する商品の一部を相互に供給 役員の兼任 0名
RYOYO ELECTRO (THAILAND) CO., LTD. (注) 3	タイ王国 バンコク	140,000千 タイバーツ	半導体/デバイス ICT/ソリューション	100.0 (10.7)	—	菱洋エレクトロが販売する商品の一部を相互に供給 役員の兼任 0名
台湾菱洋電子股份有限公司 (注) 4	中華民国 台北	45,000千 台湾ドル	半導体/デバイス ICT/ソリューション	100.0	—	菱洋エレクトロが販売する商品の一部を相互に供給 役員の兼任 2名

(注) 1 上記連結子会社は、特定子会社に該当いたしません。

2 上記連結子会社は、有価証券届出書又は有価証券報告書を提出しておりません。

3 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数です。

4 当連結会計年度の期首より、前連結会計年度まで非連結子会社であった台湾菱洋電子股份有限公司は、重要性が増したため、連結の範囲といたしました。

5 RYOYO ELECTRO HONG KONG LIMITEDについては、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	(1) 売上高	37,482百万円
	(2) 経常利益	767百万円
	(3) 当期純利益	638百万円
	(4) 純資産額	1,923百万円
	(5) 総資産額	11,867百万円

リョーサンの概要

(i) 事業内容

リョーサンの事業内容につきましては、下記「第二部 企業情報 第1 企業の概況 3 事業の内容 (2) リョーサン」をご参照ください。

(ii) 関係会社の状況

名称	住所	資本金又は出資金	主要な事業の内容	議決権の所有又は被所有割合	関係内容
				所有又は被所有割合 (%)	
(連結子会社) HONG KONG RYOSAN LIMITED	香港	千香港ドル 5,000	デバイス事業 ソリューション事業	100.0 (1.0)	リョーサンが商品・製品納入 リョーサンに商品納入 借入に対する経営指導念書の差入れ 役員の兼任等……1名
EDAL ELECTRONICS COMPANY LIMITED	香港	千香港ドル 1,000	デバイス事業	100.0 (10.0)	借入に対する保証書の差入れ 役員の兼任等……2名
ED-POWER TECHNOLOGY COMPANY LIMITED	香港	千香港ドル 100	デバイス事業	100.0 (10.0)	役員の兼任等……2名
EDAL RYOSAN ELECTRONICS (SHENZHEN) COMPANY LIMITED	中華人民共和国	千人民元 1,000	デバイス事業	100.0 (100.0)	役員の兼任等……2名
ZHONG LING INTERNATIONAL TRADING (SHANGHAI) CO., LTD.	中華人民共和国	千人民元 27,964	デバイス事業 ソリューション事業	100.0	リョーサンが商品・製品納入 リョーサンに商品納入 借入に対する経営指導念書の差入れ 役員の兼任等……2名
DALIAN F. T. Z. RYOSAN INTERNATIONAL TRADING CO., LTD.	中華人民共和国	千人民元 1,158	デバイス事業 ソリューション事業	100.0	リョーサンが商品・製品納入 リョーサンに商品納入 借入に対する経営指導念書の差入れ 役員の兼任等……2名
RYOTAI CORPORATION	台湾	千ニュー台湾ドル 80,000	デバイス事業 ソリューション事業	100.0	リョーサンが商品・製品納入 リョーサンに商品納入 借入に対する経営指導念書の差入れ 役員の兼任等……3名
SINGAPORE RYOSAN PRIVATE LIMITED	シンガポール	千シンガポールドル 1,460	デバイス事業 ソリューション事業	100.0	リョーサンが商品・製品納入 リョーサンに商品納入 借入に対する経営指導念書の差入れ 役員の兼任等……1名
RYOSAN IPC (MALAYSIA) SDN. BHD.	マレーシア	千マレーシアリンギット 1,000	デバイス事業 ソリューション事業	100.0	リョーサンが商品・製品納入 リョーサンに商品納入 借入に対する保証書の差入れ 役員の兼任等……1名
RYOSAN (THAILAND) CO., LTD.	タイ	千タイバーツ 12,000	デバイス事業 ソリューション事業	100.0	リョーサンが商品・製品納入 リョーサンに商品納入 借入に対する経営指導念書の差入れ 役員の兼任等……1名
RYOSAN INDIA PRIVATE LIMITED	インド	千インドルピー 47,000	デバイス事業	100.0 (0.7)	リョーサンが商品・製品納入 リョーサン及び関係会社の販売仲介 為替予約枠に対する保証書 役員の兼任等……1名
KOREA RYOSAN CORPORATION	大韓民国	百万ウォン 1,000	デバイス事業 ソリューション事業	100.0	リョーサンが商品・製品納入 リョーサンに商品納入 リョーサンより資金の借入 借入に対する保証書の差入れ 役員の兼任等……3名
RYOSAN TECHNOLOGIES USA INC.	アメリカ合衆国	千米ドル 300	デバイス事業 ソリューション事業	100.0	リョーサンが商品・製品納入 リョーサンに商品納入 借入に対する保証書の差入れ 役員の兼任等……1名
RYOSAN EUROPE GMBH	ドイツ	千ユーロ 1,000	デバイス事業	100.0	リョーサンが商品・製品納入 借入に対する保証書及び経営指導 念書の差入れ 役員の兼任等……1名

名称	住所	資本金又は 出資金	主要な事業の内容	議決権の所有 又は被所有割合	関係内容
				所有又は被所有 割合 (%)	
(持分法適用関連会社) アイオーコア株式会社	東京都文京区	百万円 400	ソリューション事業	15.82	役員の兼任等……1名
株式会社ブリケン	埼玉県ふじみ野市	百万円 175	ソリューション事業	19.2	役員の兼任等……無
青島三源泰科電子科技有限 公司	中華人民共和国	千人民元 17,000	ソリューション事業	17.0 (17.0)	役員の兼任等……無
(その他の関係会社) 菱洋エレクトロ株式会社	東京都中央区	百万円 13,672	デバイス事業 ソリューション事業	被所有 20.08	役員の兼任等……無

(注) 1 主要な事業の内容欄には、セグメントの名称を記載しております。

2 上記子会社は、特定子会社には該当いたしません。

3 菱洋エレクトロ株式会社は有価証券報告書を提出しております。

4 議決権の所有又は被所有割合の()内は、間接所有割合で内数であります。

5 HONG KONG RYOSAN LIMITEDについては、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	① 売上高	53,897百万円
	② 経常利益	651百万円
	③ 当期純利益	540百万円
	④ 純資産額	13,881百万円
	⑤ 総資産額	26,638百万円

② 上場申請会社の企業集団における組織再編成対象会社と上場申請会社の企業集団の関係

ア. 資本関係

本株式移転により、両社は共同持株会社の完全子会社になる予定です。上記「① 上場申請会社の企業集団の概要 イ. 上場申請会社の企業集団の概要」の記載もご参照ください。

イ. 役員の兼任関係

共同持株会社と共同持株会社の完全子会社である両社との役員の兼任関係は、上記「① 上場申請会社の企業集団の概要 ア. 上場申請会社の概要 イ. 上場申請会社の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

ウ. 取引関係

共同持株会社と共同持株会社の完全子会社である両社との取引関係は、未定です。共同持株会社の完全子会社である両社とその関係会社の取引関係は、上記「① 上場申請会社の企業集団の概要 ア. 上場申請会社の概要 イ. 上場申請会社の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

2 【組織再編成の当事会社の概要】

該当事項はありません。

3 【組織再編成に係る契約等】

(1) 組織再編成に係る契約の内容の概要

両社は、両社の株主総会による承認を前提として、2024年4月1日(予定)をもって、共同持株会社を株式移転設立完全親会社、両社を株式移転完全子会社とする本株式移転を行うことを内容とする株式移転計画を2023年10月16日の両社取締役会において作成いたしました。また、菱洋エレクトロ及びリョーサンは、同日付で、共同株式移転の方法により両社の完全親会社となる共同持株会社を設立して経営統合することを合意する経営統合契約(以下「本経営統合契約」といいます。)を締結しています。

本株式移転計画に基づき、菱洋エレクトロの普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式1株を、リョーサンの普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式1.32株を、それぞれ割当交付いたします。本株式移転計画においては、2023年12月19日に開催された両社臨時株主総会において、それぞれ本株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関して承認可決されております。その他、本株式移転計画においては、共同持株会社の商号、本店の

所在地、役員、資本金及び準備金の額、株式上場、株主名簿管理人、剰余金の配当等につき規定されています（詳細につきましては、下記「(2) 株式移転計画の内容」の記載をご参照ください）。

(2) 株式移転計画の内容

本株式移転計画の内容は、次の「株式移転計画書（写し）」に記載のとおりです。

株式移転計画書（写し）

菱洋エレクトロ株式会社（以下「甲」という。）及び株式会社リョーサン（以下「乙」という。）は、共同株式移転の方法による株式移転を行うことにつき合意したので、以下のとおり共同して株式移転計画（以下「本株式移転計画」という。）を作成する。

第1条（本株式移転）

甲及び乙は、本株式移転計画の定めるところに従い、共同株式移転の方法により、新たに設立する株式移転設立完全親会社（以下「本持株会社」という。）成立日（第7条に定義する。以下同じ。）において、甲及び乙の発行済株式の全部を本持株会社に取得させる株式移転（以下「本株式移転」という。）を行うものとする。

第2条（本持株会社の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項）

1. 本持株会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は以下のとおりとする。
 - (1) 目的
本持株会社の目的は、別紙1の定款第2条記載のとおりとする。
 - (2) 商号
本持株会社の商号は、「リョーサン菱洋ホールディングス株式会社」とし、英文では「Ryoyo Ryosan Holdings, Inc.」と表示する。
 - (3) 本店の所在地
本持株会社の本店の所在地は東京都千代田区とし、本店の所在場所は東京都千代田区東神田二丁目3番5号とする。
 - (4) 発行可能株式総数
本持株会社の発行可能株式総数は、150,000,000株とする。
2. 前項に掲げるもののほか、本持株会社の定款で定める事項は、別紙1の定款記載のとおりとする。

第3条（本持株会社の設立時取締役及び設立時会計監査人の名称）

1. 本持株会社の設立時取締役（設立時監査等委員である取締役を除く。）の氏名は次のとおりとする。

設立時取締役	中村 守孝
設立時取締役	稲葉 和彦
設立時取締役	遠藤 俊哉
設立時取締役	大橋 充幸
設立時取締役	高橋 則彦
設立時取締役	高田 信哉（社外取締役）
設立時取締役	川辺 春義（社外取締役）
設立時取締役	白石 真澄（社外取締役）
2. 本持株会社の設立時監査等委員である設立時取締役の氏名は次のとおりとする。

設立時監査等委員	脇 清
設立時監査等委員	小川 真人（社外取締役）
設立時監査等委員	大井 素美（社外取締役）
設立時監査等委員	福田 佐知子（社外取締役）
3. 本持株会社の設立時会計監査人の名称は次のとおりとする。
有限責任監査法人トーマツ

第4条（本株式移転に際して交付する株式及びその割当て）

1. 本持株会社は、本株式移転に際して、本持株会社が甲及び乙の株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における甲及び乙の普通株式の株主に対し、それぞれその所有する甲及び乙の普通株式に代わり、
 - (i) 甲が基準時現在発行している普通株式数の合計に1を乗じた数、及び
 - (ii) 乙が基準時現在発行している普通株式数の合計に1.32を乗じた数を合計した数と同数の本持株会社の普通株式を交付する。
2. 本持株会社は、前項の規定により交付される本持株会社の普通株式を、基準時における甲及び乙の普通株式の株主に対し、それぞれ次の各号に定める割合をもって割り当てる。
 - (1) 甲の株主に対しては、その所有する甲の普通株式1株に対して本持株会社の普通株式1株
 - (2) 乙の株主に対しては、その所有する乙の普通株式1株に対して本持株会社の普通株式1.32株
3. 前二項の計算において、1株に満たない端数が生じる場合には、会社法第234条その他関係法令の規定に基づき処理するものとする。

第5条（本株式移転に際して交付する新株予約権及びその割当て）

1. 本持株会社は、本株式移転に際して、基準時における甲の第3回新株予約権（その内容は別紙2「菱洋エレクトロ株式会社第3回新株予約権の内容」記載のとおり。以下「菱洋エレクトロ第3回新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、その所有する菱洋エレクトロ第3回新株予約権に代わり、基準時における菱洋エレクトロ第3回新株予約権の総数と同数の本持株会社の第1回新株予約権（その内容は別紙3「本持株会社第1回新株予約権の内容」記載のとおり。以下「本持株会社第1回新株予約権」という。）を交付する。
2. 本持株会社は、前項の規定により交付される本持株会社第1回新株予約権を、基準時における菱洋エレクトロ第3回新株予約権の新株予約権者に対し、その所有する菱洋エレクトロ第3回新株予約権1個につき本持株会社第1回新株予約権1個の割合をもって割り当てる。

第6条（本持株会社の資本金及び準備金等の額に関する事項）

本持株会社成立日における本持株会社の資本金及び準備金等の額は、次のとおりとする。

- (1) 資本金の額
150億円
- (2) 資本準備金の額
50億円
- (3) 利益準備金の額
0円
- (4) 資本剰余金の額
会社計算規則第52条第1項に定める株主資本変動額から上記(1)及び(2)の額の合計額を減じて得られる額

第7条（本持株会社成立日）

本持株会社の設立の登記をすべき日（以下「本持株会社成立日」という。）は、2024年4月1日とする。但し、本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲及び乙は協議・合意の上、本持株会社成立日を変更することができるものとする。

第8条（株式移転計画承認株主総会）

甲及び乙は、それぞれ以下に定める日を開催日として臨時株主総会を開催し、本株式移転計画及び本株式移転に必要な事項に関する承認を求めるものとする。但し、本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲及び乙は協議・合意の上、当該承認を求めるための株主総会の開催日を変更することができるものとする。

甲：2023年12月19日

乙：2023年12月19日

第9条（株式上場、株主名簿管理人）

1. 甲及び乙は、本持株会社の発行する普通株式が本持株会社成立日に株式会社東京証券取引所プライム市場に上場されるよう、必要となる手續を相互に協議の上協力して行うものとする。
2. 本持株会社の設立時における株主名簿管理人は、三菱UFJ信託銀行株式会社とする。

第10条（剰余金の配当）

1. 甲は、2024年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1株当たり100円を限度として、剰余金の配当を行うことができるものとする。
2. 乙は、(i)2023年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1株当たり60円を限度として、(ii)2024年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1株当たり90円を限度として、それぞれ剰余金の配当を行うことができるものとする。
3. 甲及び乙は、前二項に定める場合を除き、本株式移転計画作成後本持株会社成立日に至るまでの間、本持株会社成立日以前の日を基準日とする剰余金の配当の決議を行わないものとする。

第11条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本株式移転計画作成後本持株会社成立日に至るまでの間、本株式移転計画において別途定める場合を除き、それぞれ善良なる管理者の注意をもって、自らの業務の遂行並びに財産の管理及び運営を行い、かつ、それぞれの子会社をして善良なる管理者の注意をもって自らの業務の遂行並びに財産の管理及び運営を行わせるものとし、それぞれの財産又は権利義務に重大な影響を及ぼし得る行為については、本株式移転計画において別途定める場合を除き、あらかじめ甲及び乙が協議し、合意の上、これを行い、又はこれを行わせるものとする。

第12条（本株式移転計画の効力）

本株式移転計画は、第8条に定める甲若しくは乙の株主総会のいずれかにおいて、本株式移転計画及び本株式移転に必要な事項に関する決議が得られなかった場合、本持株会社成立日までに本株式移転を行うにあたり必要な関係当局の承認等が得られなかった場合、又は、次条に基づき本株式移転を中止する場合には、その効力を失うものとする。

第13条（株式移転条件の変更及び本株式移転の中止）

本株式移転計画作成後本持株会社成立日に至るまでの間に、甲又は乙の財産状態若しくは経営状態に重大な変更が発生した場合又は重大な影響を与える事由があることが判明した場合、又は本株式移転の実行に重大な支障となる事態が生じ若しくは明らかとなった場合、その他本株式移転計画の目的の達成が著しく困難となった場合は、甲及び乙は協議・合意の上、本株式移転の条件その他本株式移転計画の内容を変更し又は本株式移転を中止することができる。

第14条（協議事項）

本株式移転計画に定める事項のほか、本株式移転計画に定めがない事項、その他本株式移転に必要な事項は、本株式移転計画の趣旨に従い、甲及び乙が別途協議・合意の上定める。

（以下余白）

本株式移転計画作成の証として、本書2通を作成し、各自記名押印のうえ、各自1通を保有する。

2023年10月16日

甲：東京都中央区築地一丁目12番22号
菱洋エレクトロ株式会社
代表取締役社長執行役員 中村 守孝

乙：東京都千代田区東神田二丁目3番5号
株式会社リョーサン
代表取締役社長執行役員 稲葉 和彦

[別紙1]

定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、リョーサン菱洋ホールディングス株式会社と称し、英文ではRyoyo Ryosan Holdings, Inc.と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営む会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）その他これらに準ずる事業体の株式又は持分を保有することにより、当該会社等の事業活動を支配・管理すること及び次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 半導体素子、集積回路、マイクロコンピュータその他の電子部品、電子応用機器、電気機械器具その他の機械器具、医療機器類並びにそれらに関連する材料及び部品の販売、賃貸、リース、製造、加工及びそれらの仲介
- (2) ソフトウェア及び情報システムの販売、賃貸、製作、構築及びそれらの仲介
- (3) 情報処理サービス業及び情報提供サービス業
- (4) 電気通信工事業
- (5) 電気通信事業法に基づく電気通信事業
- (6) 貨物利用運送事業
- (7) 倉庫業及び倉庫管理業務
- (8) 古物営業法に基づく古物商
- (9) 損害保険代理業及び保険仲立業
- (10) 第1号から第5号に関連する機器の設置工事及び保守
- (11) 第1号から第5号に関連する企画、調査、研究、開発及び設計
- (12) 第1号から第5号に関連する特許権、商標権、意匠権、著作権及びノウハウその他の知的財産権の取得、管理、利用許諾及び譲渡
- (13) 第1号及び第2号に関連する輸出入業務
- (14) 前各号に関連するコンサルタント業務
- (15) 前各号に関連する人材派遣業
- (16) 不動産の売買、賃貸、管理及び仲介
- (17) 前各号に付帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、150,000,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第9条 当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定め、これを公告する。
- 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(基準日)

第11条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

- 2 前項のほか、必要のある場合には取締役会の決議によってあらかじめ公告のうえ、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とする事ができる。

(株式取扱規程)

第12条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式又は新株予約権に関する諸手続並びに手数料等は法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程によるものとする。

第3章 株主総会

(招集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎年6月に招集する。臨時株主総会は、必要ある場合に招集する。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会で定めた取締役がこれを招集する。ただし、当該取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに当たる。

- 2 株主総会は法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会で定めた取締役がその議長となる。ただし、当該取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに当たる。

(電子提供措置等)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日まで書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合、株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役、取締役会及び執行役員

(員数)

第18条 当会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、12名以内とする。

2 当会社の監査等委員である取締役は、6名以内とする。

(選任方法)

第19条 取締役は、株主総会において選任する。ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任する。

2 前項の選任については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(任期)

第20条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役)

第21条 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。

(取締役会の招集通知)

第22条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には短縮することができる。

(取締役会の決議の省略)

第23条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(執行役員)

第24条 取締役会はその決議により執行役員を置くことができる。執行役員に関する事項は取締役会の定める執行役員規程によるものとする。

(取締役会規程)

第25条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会の定める取締役会規程によるものとする。

(取締役の責任免除)

第26条 当社は会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。

(重要な業務執行の決定の委任)

第27条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。ただし、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して株主総会の決議により定める。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会の招集通知)

第29条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には短縮することができる。

(監査等委員会規程)

第30条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会の定める監査等委員会規程によるものとする。

第6章 計算

(事業年度)

第31条 当会社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第32条 当会社は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第33条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

3 当会社は前2項のほか、取締役会の決議によって、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。

(除斥期間等)

第34条 配当財産が金銭である場合（以下「配当金」という。）は、その支払開始の日から満3年経過しても受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れるものとする。

2 配当金には利息は付けないものとする。

第7章 附則

(最初の取締役の報酬等)

第35条 第28条の規定にかかわらず、当会社の成立の日から最初の定時株主総会の終結の時までの期間の当会社の取締役の報酬等の額は、それぞれ次のとおりとする。

(1) 監査等委員である取締役以外の取締役に対する金銭報酬等

報酬等（「(3) 譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権」を除く。）の総額は、年額900百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。また、うち社外取締役分は年額100百万円以内）とする。

(2) 監査等委員である取締役に対する報酬等

報酬等の総額は、年額200百万円以内とする。

(3) 譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権

ア 「(1) 監査等委員である取締役以外の取締役に対する金銭報酬等」の報酬枠とは別枠で、監査等委員である取締役以外の取締役（社外取締役を除く。以下、報酬の対象となる取締役を「対象取締役」という。）に対する譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額は、年額200百万円以内とする。

イ 対象取締役は、当会社の取締役会決議に基づき、支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として当会社に給付し、当会社の普通株式について発行又は処分を受ける。対象取締役に対して発行又は処分される普通株式の総数は年間20万株以内とする（ただし、当会社の普通株式の株式分割（当会社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当会社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整する。）。

ウ 当会社の普通株式の1株当たりの払込金額は、当該普通株式の募集事項を決定する各取締役会決議の日の前営業日における株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲で当会社取締役会

において決定する。これによる当会社の普通株式の発行又は処分にあたっては、当会社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとする（本割当契約により割当てを受けた普通株式を、以下「本割当株式」という。）。

(ア) 対象取締役は、本割当株式の交付日から当該対象取締役が当会社の取締役その他当会社の取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(イ) 対象取締役が、当会社の取締役会が定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に上記(ア)の地位を喪失した場合には、当会社は、当会社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式の全部を当然に無償で取得する。

(ウ) 上記(ア)の定めにかかわらず、当会社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、上記(ア)の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記(イ)に定める当会社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記(ア)に定める地位を喪失した場合には、当該喪失の直後の時点をもって、当該対象取締役が保有する本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。

(エ) 当会社は、譲渡制限期間が満了した時点において、上記(ウ)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当該本割当株式の全部を当然に無償で取得する。ただし、譲渡制限期間中に、当会社が消滅会社となる合併契約、当会社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当会社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当会社の株主総会による承認を要さない場合においては、当会社の取締役会）で承認された場合であって、当該組織再編等において、当会社以外の当該組織再編等に係る法人が、対象取締役に対して、当該法人の株式（譲渡制限付株式となるものに限る。）を交付するときは、この限りでない。

(オ) 上記(ア)の定めにかかわらず、当会社は、譲渡制限期間中に、当会社が消滅会社となる合併契約、当会社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当会社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当会社の株主総会による承認を要さない場合においては、当会社の取締役会）で承認された場合には、当会社の取締役会の決議により、割当日から当該組織再編等の承認日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。その場合、当会社は、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。ただし、当該組織再編等において、当会社以外の当該組織再編等に係る法人が、対象取締役に対して、当該法人の株式（譲渡制限付株式となるものに限る。）を交付するときは、この限りでない。

(カ) 本割当契約に関するその他の事項は、当会社の取締役会において定める。

（譲渡制限の承継）

第36条 当会社は、菱洋エレクトロ株式会社の2019年4月25日開催の第59回定時株主総会において承認可決された譲渡制限付株式報酬制度に基づいて交付がなされた譲渡制限付株式に係る各割当契約書について、2024年4月1日をもって、菱洋エレクトロ株式会社の契約上の地位及び権利義務を承継するものとする。

（附則の削除）

第37条 本附則は、当会社の最初の定時株主総会終結の時をもって、削除されるものとする。

[別紙2] 菱洋エレクトロ株式会社第3回新株予約権の内容

- (1) 新株予約権の名称 菱洋エレクトロ株式会社第3回新株予約権
- (2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。なお、新株予約権の募集に係る議案の決議日（以下、「決議日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

また、上記の他、決議日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

当社普通株式123,000株を、各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数の上限とし、付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に下記新株予約権の総数を乗じた数を上限とする。

- (3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株あたりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

- (4) 新株予約権を行使することができる期間

2019年2月1日から2059年1月31日までとする。

- (5) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日に当たる場合は翌営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。
- ② 上記①にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）、当該承認日の翌日から30日間に限り新株予約権を行使できるものとする。ただし、(9)に定める組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除くものとする。
- ③ その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

- (7) 新株予約権の取得条項

当社は、以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議の決定がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

- ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ② 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
- ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
- ④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

- (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

- (9) 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効

力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(2)に準じて決定する。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記(4)に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記(4)に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記(6)に準じて決定する。
 - ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - ⑧ 新株予約権の行使の条件
上記(5)に準じて決定する。
 - ⑨ 新株予約権の取得条項
上記(7)に準じて決定する。
- (10) 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
- (11) 新株予約権を割り当てる日
2019年1月31日
- (12) 新株予約権の行使請求及び払込みの方法
- ① 新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名押印又は署名のうえ、これを(13)に定める新株予約権の行使請求受付場所に提出するものとする。
 - ② 前①の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る新株予約権数を乗じた金額の全額を、会社法第281条第1項の規定に従い、現金にて(14)に定める払込取扱場所の当社の指定する口座に当社の指定する日時までに振り込むものとする。
- (13) 新株予約権の行使請求受付場所
当社 総務部(又はその時々における当該業務担当部署)
- (14) 新株予約権の行使に際して出資される金銭の払込取扱場所
三菱東京UFJ銀行 丸の内支店
(又はその時々における当該銀行の承継銀行若しくは当該支店の承継支店)
- (15) 新株予約権の行使後の取扱い
当社は、行使手続終了後速やかに、新株予約権者が予め当社の指定する金融商品取引業者等に開設した新株予約権者名義の口座へ、新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式について記載又は記録をするために必要な手続を行う。
- (16) 本要項の規定の読み替えその他の措置に伴う取扱い
本要項の規定の読み替えその他の措置が必要となるときは、会社法の規定及び新株予約権の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と考える方法により、本要項を変更できるものとし、かかる変更は本要項と一体をなすものとする。

(17) 発行要項の公示

当社は、その本店に新株予約権の発行要項の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供するものとする。

(18) その他

新株予約権の発行及び割当てに関する細目の決定、並びに新株予約権の発行に必要な諸手続の履行等、新株予約権の発行のために必要な事務については、当社代表取締役会長に一任する。

[別紙3] 本持株会社第1回新株予約権の内容

(1) 新株予約権の名称 リョーサン菱洋ホールディングス株式会社第1回新株予約権

(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。なお新株予約権を割り当てる日後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

また、上記の他、割当後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株あたりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

2024年4月1日から2059年1月31日までとする。

(5) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日当たる場合は翌営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。

② 上記①にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）、当該承認日の翌日から30日間に限り新株予約権を行使できるものとする。ただし、(9)に定める組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除くものとする。

③ その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 新株予約権の取得条項

当社は、以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議の決定がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

② 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

③ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(9) 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまで

に掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(2)に準じて決定する。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記(4)に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記(4)に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記(6)に準じて決定する。
 - ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - ⑧ 新株予約権の行使の条件
上記(5)に準じて決定する。
 - ⑨ 新株予約権の取得条項
上記(7)に準じて決定する。
- (10) 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
- (11) 新株予約権を割り当てる日
2024年4月1日
- (12) 新株予約権の行使請求及び払込みの方法
- ① 新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名押印又は署名のうえ、これを当社の指定する新株予約権の行使請求受付場所に提出するものとする。
 - ② 前①の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る新株予約権数を乗じた金額の全額を、会社法第281条第1項の規定に従い、現金にて当社の指定する口座に当社の指定する日時までに振り込むものとする。
- (13) 新株予約権の行使後の取扱い
当社は、行使手続終了後速やかに、新株予約権者が予め当社の指定する金融商品取引業者等に開設した新株予約権者名義の口座へ、新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式について記載又は記録をするために必要な手続を行う。
- (14) 本要項の規定の読み替えその他の措置に伴う取扱い
本要項の規定の読み替えその他の措置が必要となるときは、会社法の規定及び新株予約権の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と考える方法により、本要項を変更できるものとし、かかる変更は本要項と一体をなすものとする。
- (15) 発行要項の公示
当社は、その本店に新株予約権の発行要項の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供するものとする。
- (16) その他
新株予約権の発行及び割当てに関する細目の決定、並びに新株予約権の発行に必要な諸手続の履行等、新株予約権の発行のために必要な事務については、当社代表取締役に一任する。

以 上

4【組織再編成に係る割当ての内容及びその算定根拠】

(1) 株式移転比率

	菱洋エレクトロ	リョーサン
株式移転比率	1	1.32

(注) 1 株式の割当比率

菱洋エレクトロの普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式1株、リョーサンの普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式1.32株をそれぞれ割当て交付いたします。但し、上記株式移転比率は、その算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社協議の上で変更することがあります。なお、本株式移転により、両社の株主に交付しなければならない共同持株会社の普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条その他関連法令の規定に従い、当該株主に対し1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。

2 共同株式会社の単元株式数及び単元未満株式の取扱いについて

共同持株会社の単元株式数は、100株といたします。

なお、本株式移転により1単元(100株)未満の共同持株会社の株式の割当てを受ける両社の株主の皆様につきましては、かかる割当てを受けた株式を東京証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできませんが、そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、会社法第192条第1項の規定に基づき、共同持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。また、会社法第194条第1項及び定款の規定に基づき、共同持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式の数と併せて1単元となる数の株式を売り渡すことを請求することも可能です。

3 共同持株会社が本株式移転により交付する新株式数(予定)

普通株式 59,800,000株

菱洋エレクトロの発行済株式総数26,800,000株(2023年7月末時点)、リョーサンの発行済株式総数25,000,000株(2023年9月末時点)に基づいて算出しております。

(2) 株式移転比率の算定根拠等

① 割当ての内容及び理由

上記「(1) 株式移転比率」に記載の株式移転比率の決定にあたって公正性を期すため、菱洋エレクトロは大和証券株式会社(以下「大和証券」といいます。)を、リョーサンは三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社(以下「三菱UFJモルガン・スタンレー証券」といいます。)を、両社から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としてそれぞれ選定し、2023年10月13日付で、株式移転比率に関する算定書を取得しました。

両社は、当該ファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関による助言及び算定結果並びに下記「④公正性を担保するための措置 イ. 独立した法律事務所からの助言」に記載の両社それぞれの法務アドバイザーからの法的助言を参考に、両社それぞれが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、両社の財務の状況、資産の状況、将来の見通し、株価の動向等の要因をそれぞれ総合的に勘案した上で、両社間で株式移転比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、最終的に上記「(1) 株式移転比率」に記載の株式移転比率が妥当であるとの判断に至り、2023年10月16日に開催された両社の取締役会において本株式移転における株式移転比率を決定し、合意いたしました。

② 算定に関する事項

ア. 算定機関の名称及び当事会社との関係

菱洋エレクトロの第三者算定機関である大和証券及びリョーサンの第三者算定機関である三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、いずれも両社の関連当事者には該当せず、本株式移転に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

イ. 算定の概要

大和証券は、両社が金融商品取引所に上場しており市場株価が存在することから市場株価法を、また将来の事業活動の状況を評価に反映する目的から、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」といいます。)を採用し、算定を行いました。

市場株価法においては、2023年10月13日を算定基準日として、東京証券取引所における算定基準日の終値並びに算定基準日から遡る過去1ヶ月間、過去3ヶ月間及び過去6ヶ月間の各期間の終値単純平均値を採用しております。

DCF法においては、両社が作成した財務予測に基づく将来キャッシュ・フロー等を、一定の割引率で現在

価値に割り引くことによって企業価値を評価しております。なお、算定の際に前提とした両社の財務予測については、大幅な増減益を見込んでいる事業年度は含まれておりません。

上記各手法における算定結果は以下のとおりです。なお、下記の株式移転比率の算定結果は、菱洋エレクトロの普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式1株を割当てての場合に、リョーサンの普通株式1株に対して割当てて共同持株会社の普通株式数の算定結果を記載したものです。

採用手法	株式移転比率の算定結果
市場株価法	1.27～1.40
D C F 法	0.99～1.43

他方、三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、菱洋エレクトロ及びリョーサンについて、両社の株式が金融商品取引所に上場しており、それぞれの市場株価が存在することから市場株価分析を、また両社には比較可能な上場類似企業が複数存在し、類似企業比較分析による株式価値の類推が可能であることから類似企業比較分析を、加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するため、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー分析（以下「DCF分析」といいます。）をそれぞれ採用し、算定を行いました。

市場株価分析については、2023年10月13日を算定基準日とし、東京証券取引所における算定基準日の終値並びに算定基準日までの1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の各取引日における終値の単純平均値を採用しております。

DCF分析における、価値算定の際には、両社が算定目的で使用することを了承した、菱洋エレクトロ及びリョーサンの経営陣より提示された財務予測における収益や投資計画、菱洋エレクトロ及びリョーサンに対するデュー・ディリジェンスの結果、その他一般に公開された情報等の諸要素を前提としております。なお、算定の際に前提とした両社の財務予測については、大幅な増減益を見込んでいる事業年度は含まれておりません。

上記各手法における算定結果は以下のとおりです。なお、下記の株式移転比率の算定結果は、菱洋エレクトロの普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式1株を割当てての場合に、リョーサンの普通株式1株に対して割当てて共同持株会社の普通株式数の算定結果を記載したものです。

採用手法	株式移転比率の算定結果
市場株価分析	1.27～1.40
類似企業比較分析	0.80～1.88
D C F 分析	1.20～2.23

(注) 三菱UFJモルガン・スタンレー証券の分析及びその基礎となる株式移転比率の分析は、リョーサンの取締役会の参考に資するためのみに同取締役会に宛てたものです。当該分析は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券又はその関係会社による財務上の意見又は推奨を構成するものではなく、菱洋エレクトロ又はリョーサンの株主に対して、本株式移転への賛同並びに株式の譲渡及び譲受、議決権の行使等の株主権行使、本株式移転に対する同意・その他の関連する事項について意見を述べたり、また、推奨を行うものでもありません。三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、株式移転比率の分析・算定に際し、既に公開されている情報又は菱洋エレクトロ若しくはリョーサンによって提供等され入手した情報が正確かつ完全なものであることを前提としてこれに依拠しており、当該情報の正確性及び完全性につき独自の検証を行っておりません。また、三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、財務予測につき、菱洋エレクトロ及びリョーサンの将来の財務状況に関する現時点で入手可能な最善の予測及び判断を反映するものとして、菱洋エレクトロ及びリョーサンの経営陣によって合理的に用意・作成されたものであることを前提としております。三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、菱洋エレクトロ、リョーサン及びそれらの関係会社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）に関して独自の評価・査定を行っておらず、また評価・査定の提供を一切受けておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。三菱UFJモルガン・スタンレー証券の分析は、株式移転比率算定書の算定基準日現在における経済、金融、市場、その他の状況を前提としており、かつ、同日現在において三菱UFJモルガン・スタンレー証券が入手している情報に基づくものです。同日以降に発生する事象が三菱UFJモルガン・スタンレー証券の分析及び株式移転比率算定書の作成に用いられた前提に影響を及ぼす可能性はありますが、三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、株式移転比率算定書及び分析を更新、改訂又は再確認する義務を負うものではありません。加えて、株式移転比率算定書の作成及びその基となる分析は、

複雑な過程を経ており、必ずしも部分的な分析や要約した記載に適したものではありません。本書で記載されている特定の分析に基づく評価レンジを、菱洋エレクトロ又はリョーサンの実際の価値に関する三菱UFJモルガン・スタンレー証券による評価であると捉えることはできません。

③ 共同持株会社の上場申請等に関する取扱い

両社は、新たに設立する共同持株会社の株式について、東京証券取引所プライム市場に新規上場（テクニカル上場）申請を行う予定です。上場日は共同持株会社の設立登記日である2024年4月1日を予定しております。また、両社は本株式移転により共同持株会社の完全子会社となりますので、共同持株会社の上場に先立ち、2024年3月28日にそれぞれ東京証券取引所を上場廃止となる予定です。

なお、共同持株会社の株式上場日及び両社の上場廃止の期日につきましては、東京証券取引所の各規則により決定されます。

④ 公正性を担保するための措置

菱洋エレクトロは、本株式移転の公正性を担保するために、以下の措置を講じております。

ア. 独立した第三者算定機関からの株式移転比率算定書の取得

菱洋エレクトロは、本株式移転の公正性・妥当性を担保するため、上記「① 割当ての内容の根拠及び理由」に記載のとおり、独立した第三者算定機関として大和証券を選定し、本株式移転における株式移転比率の合意の基礎とすべく株式移転比率算定書を取得しております。また、菱洋エレクトロは、ファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である大和証券の分析及び助言を参考としてリョーサンと交渉・協議を行い、上記「(1) 株式移転比率」に記載の株式移転比率により本株式移転を行うことを2023年10月16日開催の取締役会において決議いたしました。

イ. 独立した法律事務所からの助言

菱洋エレクトロは、取締役会における意思決定の公正性・適正性を担保するため、両社から独立した法務アドバイザーであるTMI総合法律事務所から、菱洋エレクトロの本株式移転の手続き及び意思決定の方法・過程等に関する法的助言を受けております。なお、TMI総合法律事務所は、両社の関連当事者には該当せず、本経営統合に関して記載すべき重要な利害関係を有していません。

他方、リョーサンは、本株式移転の公正性を担保するために、以下の措置を講じております。

ア. 独立した第三者算定機関からの株式移転比率算定書の取得

リョーサンは、本株式移転の公正性・妥当性を担保するため、上記「① 割当ての内容の根拠及び理由」に記載のとおり、独立した第三者算定機関として三菱UFJモルガン・スタンレー証券を選定し、本株式移転における株式移転比率の合意の基礎とすべく株式移転比率算定書を取得しております。また、リョーサンは、ファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である三菱UFJモルガン・スタンレー証券の分析及び助言を参考として菱洋エレクトロと交渉・協議を行い、上記「(1) 株式移転比率」に記載の株式移転比率により本株式移転を行うことを2023年10月16日開催の取締役会において決議いたしました。

イ. 独立した法律事務所からの助言

リョーサンは、取締役会における意思決定の公正性・適正性を担保するため、両社から独立した法務アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業から、リョーサンの本株式移転の手続き及び意思決定の方法・過程等に関する法的助言を受けております。なお、アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業は、両社の関連当事者には該当せず、本経営統合に関して記載すべき重要な利害関係を有していません。

⑤ 利益相反を回避するための措置

本株式移転にあたっては、菱洋エレクトロとリョーサンとの間には特段の利益相反関係は生じないことから、特別な措置は講じておりません。

5 【組織再編成対象会社の発行有価証券と組織再編成によって発行される有価証券との相違】

(1) 剰余金の配当の基準日

共同持株会社の定款には、期末配当の基準日は毎年3月31日とし、中間配当の基準日は毎年9月30日とする旨の定めが置かれる予定です。これに対して、菱洋エレクトロの定款には、期末配当の基準日は毎年1月31日とし、中間配当の基準日は毎年7月31日とする旨の定めが置かれております。

6 【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】

(1) 組織再編成対象会社の株式に関する取扱い

① 買取請求権の行使の方法について

菱洋エレクトロ

菱洋エレクトロの普通株式の株主が、その有する菱洋エレクトロの普通株式につき、菱洋エレクトロに対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、2023年12月19日に開催された臨時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を菱洋エレクトロに対し通知し、かつ、上記臨時株主総会において本株式移転に反対し、菱洋エレクトロが、上記臨時株主総会の決議の日（2023年12月19日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る普通株式の数を明らかにして行う必要があります。

リョーサン

リョーサンの普通株式の株主が、その有するリョーサンの普通株式につき、リョーサンに対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、2023年12月19日に開催された臨時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をリョーサンに対し通知し、かつ、上記臨時株主総会において本株式移転に反対し、リョーサンが、上記臨時株主総会の決議の日（2023年12月19日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る普通株式の数を明らかにして行う必要があります。

② 議決権の行使の方法について

菱洋エレクトロ

菱洋エレクトロの普通株式の株主による議決権の行使の方法としては、2023年12月19日に開催された臨時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります（なお、株主は、菱洋エレクトロの議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合、当該株主又は代理人は、株主総会ごとに作成された、当該臨時株主総会に関する代理権を証明する書面を、菱洋エレクトロに提出する必要があります。）。

また、郵送又はインターネットによって議決権を行使する方法もあります。

郵送による議決権の行使は、上記臨時株主総会に関する招集通知に同封の議決権行使書用紙に賛否を表示し、菱洋エレクトロに2023年12月18日午後5時30分までに到達するように返送することが必要となります。なお、議決権行使書面に各議案の賛否の記載がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

インターネットによる議決権の行使は、議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスし、上記議決権行使書用紙に記載のログイン用QRコード又は「ログインID」及び「仮パスワード」を利用のうえ、画面の案内に従って、2023年12月18日午後5時30分までに、各議案に対する賛否を登録することが必要となります。機関投資家については、上記に加え、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」を利用することも可能です。

なお、郵送により議決権を行使し、インターネットでも議決権を行使した場合は、到達日時を問わずインターネットによる議決権行使が有効なものとされます。また、インターネットで議決権を複数回行使した場合は、最後の議決権行使が有効なものとされます。

株主は、複数の議決権を有する場合、その有する議決権を統一しないで行使することができます。但し、当該株主は、法定の通知期限までに、菱洋エレクトロに対してその有する議決権を統一しないで行使する旨及びその理由を通知する必要があります。また、菱洋エレクトロは、当該株主が他人のために株式を有する者でないときは、当該株主がその有する議決権を統一しないで行使することを拒むことがあります。

リョーサン

リョーサンの普通株式の株主による議決権の行使の方法としては、2023年12月19日に開催された臨時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります（なお、株主は、リョーサンの議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合、当該株主又は代理人は、株主総会ごとに作成された、当該臨時株主総会に関する代理権を証明する書面を、リョーサンに提出する必要があります。）。

また、郵送又はインターネットによって議決権を行使する方法もあります。

郵送による議決権の行使は、上記臨時株主総会に関する招集通知に同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否を表示し、リョーサンに2023年12月18日午後5時30分までに到着するように返送することが必要となります。なお、議決権行使書面に各議案の賛否の記載がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

インターネットによる議決権の行使は、議決権行使サイト (<https://web54.net>) にアクセスし、上記議決権行使書用紙に記載のログイン用QRコード又は「ログインID」及び「仮パスワード」を利用のうえ、画面の案

内に従って、2023年12月18日午後5時30分までに、各議案に対する賛否を登録することが必要となります。機関投資家については、上記に加え、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」を利用することも可能です。

なお、郵送により議決権を行使し、インターネットでも議決権を行使した場合は、到達日時を問わずインターネットによる議決権行使が有効なものとされます。また、インターネットで議決権を複数回行使した場合は、最後の議決権行使が有効なものとされます。

株主は、複数の議決権を有する場合、その有する議決権を統一しないで行使することができます。但し、当該株主は、法定の通知期限までに、リョーサンに対してその有する議決権を統一しないで行使する旨及びその理由を通知する必要があります。また、リョーサンは、当該株主が他人のために株式を有する者でないときは、当該株主がその有する議決権を統一しないで行使することを拒むことがあります。

③ 組織再編成によって発行される株式の受取方法について

本株式移転によって発行される共同持株会社の普通株式は、基準時における両社の最終の株主名簿に記載又は記録された両社の普通株式の株主に割り当てられます。両社の普通株式の株主は、自己の菱洋エレクトロ又はリョーサンの普通株式が記録されている振替口座に、共同持株会社の普通株式が記録されることにより、共同持株会社の株式を受け取ることになります。

(2) 組織再編成対象会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

① 新株予約権の買取請求権の行使の方法について

菱洋エレクトロ

本株式移転に際し、菱洋エレクトロが発行している第3回新株予約権については、本株式移転計画における会社法第773条第1項第9号又は第10号に掲げる事項についての定めが当該新株予約権に係る同法第236条第1項第8号の条件（同号ホに関するものに限り。）に合致するため、会社法第808条第1項の規定により、新株予約権買取請求権が発生しません。

リョーサン

リョーサンは、本報告書提出日現在において、新株予約権及び新株予約権付社債を発行していません。

② 当該組織再編成によって発行される新株予約権の受取方法について

本株式移転によって発行される共同持株会社の新株予約権は、基準時における菱洋エレクトロの新株予約権原簿に記載又は記録された菱洋エレクトロの新株予約権者に割り当てられます。当該新株予約権者は、共同持株会社の新株予約権原簿に記載又は記録されることにより、共同持株会社の新株予約権を受け取ることができます。

7【組織再編成に関する手続】

(1) 組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

本株式移転に関し、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条の各規定に基づき、①株式移転計画、②会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定めに関する事項、③会社法第773条第1項第9号及び第10号に掲げる事項についての定めに関する事項、④菱洋エレクトロにおいてはリョーサンの、リョーサンにおいては菱洋エレクトロの最終事業年度に係る計算書類等の内容、⑤菱洋エレクトロにおいてはリョーサンの、リョーサンにおいては菱洋エレクトロの最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重大な影響を与える事象（以下「重要な財産の処分等」といいます。）の内容、並びに⑥菱洋エレクトロにおいては菱洋エレクトロの、リョーサンにおいてはリョーサンの最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分等の内容を記載した書面を、両社の本店に2023年12月4日よりそれぞれ備え置いております。

①の書類は、2023年10月16日開催の両社の取締役会において承認された本株式移転計画です。②の書類は、本株式移転に際して株式移転比率及びその株式移転比率の算定根拠並びに本株式移転計画において定める共同持株会社の資本金及び準備金の額に関する事項が相当であることを説明した書類です。③は、本株式移転に際して菱洋エレクトロの新株予約権を有する新株予約権者に対して当該新株予約権に代わって交付する共同持株会社の新株予約権の内容、数及び割当てに関する事項が相当であることを説明した書類です。④の書類は、菱洋エレクトロの2023年1月期又はリョーサンの2023年3月期の計算書類等に関する書類です。⑤の書類は、菱洋エレクトロにおいてはリョーサンの2023年3月期の末日後に生じた重要な財産の処分等を、リョーサンにおいては菱洋エレクトロの2023年1月期の末日後に生じた重要な財産の処分等を説明した書類です。⑥の書類は、菱洋エレクトロにおいては菱洋エレクトロの2023年1月期の末日後に生じた重要な財産の処分等を、リョーサンにおいてはリョーサンの2023年3月期の末日後に生じた重要な財産の処分等を説明した書類です。

これらの書類は、両社のそれぞれの本店で閲覧することができます。なお、本株式移転が効力を生ずる日（2024年4月1日を予定）までの間に、上記①から⑥に掲げる事項のいずれかに変更が生じた場合には、変更後の事項を記載した書面を追加で備え置きます。

(2) 株主総会等の組織再編成に係る手続の方法及び日程

本経営統合に関する基本合意書の締結（両社）	2023年5月15日
本経営統合契約及び本株式移転計画承認取締役（両社）	2023年10月16日
本経営統合契約締結及び本株式移転計画作成（両社）	2023年10月16日
臨時株主総会に係る基準日公告日（両社）	2023年10月16日
臨時株主総会に係る基準日（両社）	2023年10月31日
株式移転計画承認臨時株主総会（両社）	2023年12月19日
東京証券取引所最終売買日（両社）	2024年3月27日（予定）
東京証券取引所上場廃止日（両社）	2024年3月28日（予定）
本株式移転効力発生日（共同持株会社設立登記日） 共同持株会社株式上場日	2024年4月1日（予定）

(注) 上記は現時点での予定であり、本株式移転手続きの進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、両社協議の上、合意によりこれを変更する場合があります。

(3) 組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法

①普通株式について

菱洋エレクトロ

菱洋エレクトロの普通株式の株主が、その有する菱洋エレクトロの普通株式につき、菱洋エレクトロに対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、2023年12月19日に開催された臨時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を菱洋エレクトロに対し通知し、かつ、上記臨時株主総会において本株式移転に反対し、菱洋エレクトロが、上記臨時株主総会の決議の日（2023年12月19日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る普通株式の数を明らかにして行う必要があります。

リョーサン

リョーサンの普通株式の株主が、その有するリョーサンの普通株式につき、リョーサンに対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、2023年12月19日に開催された臨時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をリョーサンに対し通知し、かつ、上記臨時株主総会において本株式移転に反対し、リョーサンが、上記臨時株主総会の決議の日（2023年12月19日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る普通株式の数を明らかにして行う必要があります。

②新株予約権について

菱洋エレクトロ

本株式移転に際し、菱洋エレクトロが発行している第3回新株予約権については、本株式移転計画における会社法第773条第1項第9号又は第10号に掲げる事項についての定めが当該新株予約権に係る同法第236条第1項第8号の条件（同号ホに関するものに限り。）に合致するため、会社法第808条第1項の規定により、新株予約権買取請求権が発生しません。

リョーサン

リョーサンは、本報告書提出日現在において、新株予約権及び新株予約権付社債を発行していません。

第2【統合財務情報】

(1) 共同持株会社

共同持株会社は新設会社であるため、本報告書提出日現在において財務情報はありません。

(2) 組織再編成後の共同持株会社

上記のとおり、共同持株会社には本報告書提出日現在において財務情報はありませんが、両社の最終連結会計年度の主要な経営指標である「売上高」、「経常利益」及び「親会社株主に帰属する当期純利益」を合算すると、以下のとおりとなります。もっとも、以下の数値は、単純な合算値に過ぎず、監査法人の監査証明を受けていない記載であることにご留意ください。また、「売上高」、「経常利益」及び「親会社株主に帰属する当期純利益」以外の指標等については、単純な合算を行うことも困難であり、また、単純に合算を行うと却って投資家の判断を誤らせるおそれがありますことから、合算は行っておりません。

売上高（百万円）	455,569
経常利益（百万円）	17,838
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	12,280

(3) 組織再編成対象会社

共同持株会社の完全子会社となる両社の最終連結会計年度に係る主要な経営指標等については、それぞれ以下のとおりです。

① 菱洋エレクトロ

主要な経営指標等の推移

連結経営指標等の推移

回次	第59期	第60期	第61期	第62期	第63期
決算年月	2019年1月	2020年1月	2021年1月	2022年1月	2023年1月
売上高 (百万円)	93,799	108,538	95,792	112,099	129,912
経常利益 (百万円)	1,474	2,187	905	2,400	4,477
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	1,020	1,303	806	1,873	3,056
包括利益 (百万円)	△796	1,680	484	2,015	3,729
純資産額 (百万円)	62,208	62,135	37,992	42,309	44,725
総資産額 (百万円)	75,538	78,117	59,336	72,652	88,409
1株当たり純資産額 (円)	2,531.90	2,524.47	2,188.90	2,130.46	2,213.65
1株当たり当期純利益金額 (円)	41.61	53.06	35.19	103.94	151.45
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	41.46	52.76	35.08	103.20	151.22
自己資本比率 (%)	82.2	79.4	64.0	58.2	50.6
自己資本利益率 (%)	1.6	2.1	1.6	4.7	7.0
株価収益率 (倍)	35.7	35.1	83.3	20.8	15.3
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	588	1,463	3,003	△8,090	△2,553
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	543	△766	10,431	2,554	150
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△1,468	△1,743	△18,327	6,872	11,549
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	13,416	12,417	7,644	9,204	19,031
従業員数 (名)	526	561	711	715	714

(注) 1 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第60期の期首から適用しており、第59期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

2 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

② リョーサン

主要な経営指標等の推移
経営指標等の推移

回次	第63期	第64期	第65期	第66期	第67期
決算年月	2019年3月	2020年3月	2021年3月	2022年3月	2023年3月
売上高 (百万円)	249,688	227,297	219,884	272,647	325,657
経常利益 (百万円)	3,974	2,916	5,122	8,085	13,361
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	1,480	1,193	4,586	5,359	9,224
包括利益 (百万円)	1,494	△15	6,081	7,927	11,383
純資産額 (百万円)	87,861	84,935	89,609	94,724	102,731
総資産額 (百万円)	146,588	137,746	148,087	190,548	188,188
1株当たり純資産額 (円)	3,750.01	3,625.21	3,824.82	4,043.20	4,383.09
1株当たり当期純利益 (円)	62.07	50.96	195.78	228.75	393.70
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	59.9	61.7	60.5	49.7	54.6
自己資本利益率 (%)	1.6	1.4	5.3	5.8	9.3
株価収益率 (倍)	47.8	46.9	11.5	9.6	8.3
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	13,052	17,994	△3,782	△28,945	19,587
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△423	△310	1,029	894	△427
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△11,530	△7,475	△1,571	18,951	△15,381
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	14,580	24,501	20,636	12,016	16,752
従業員数 (名)	1,031	983	977	955	954
〔外、平均臨時雇用者数〕	〔109〕	〔100〕	〔91〕	〔110〕	〔114〕

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 従業員数は、就業人員を記載しております。

3 平均臨時雇用者数は、嘱託、パートタイマー及び派遣社員を含めております。

4 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第66期の期首から適用しており、第66期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

5 1株当たり当期純利益の算定上、株式報酬制度に関連して信託が保有するリョーサン株式を期中平均株式数の計算において控除する自己株式を含めております。

第3【発行者(その関連者)と組織再編成対象会社との重要な契約】

該当事項はありません。

第二部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

上記「第一部 組織再編成に関する情報 第2 統合財務情報」記載のとおりです。

2【沿革】

2023年10月16日 両社は、両社の株主総会の承認及び本株式移転を行うにあたり必要な許認可の取得等を得られることを前提として、本株式移転により共同で共同持株会社を設立することについて決議し、本経営統合契約を締結し、本株式移転に係る株式移転計画書を共同作成いたしました。

2023年12月19日 両社は、両社の臨時株主総会において、両社が共同で株式移転の方法により共同持株会社を設立し、両社がその完全子会社となることについて決議いたしました。

2024年4月1日 両社が株式移転の方法により共同持株会社を設立する予定です。また、共同持株会社の普通株式を東京証券取引所に上場する予定です。

なお、完全子会社となる両社の沿革につきましては、両社の有価証券報告書（菱洋エレクトロについては2023年4月26日提出、リョーサンについては2023年6月29日提出）をご参照ください。

3【事業の内容】

共同持株会社は、デバイス・ICT製品の仕入・販売等を行う会社の経営管理及びこれに付帯又は関連する業務を行う予定です。

また、共同持株会社の完全子会社となる両社の最終事業年度末日（菱洋エレクトロにおいては2023年1月31日、リョーサンにおいては2023年3月31日）時点における事業の内容は以下のとおりです。

(1) 菱洋エレクトロ

菱洋エレクトログループ（菱洋エレクトロ及び関係会社）は、菱洋エレクトロ及び子会社12社によって構成されており、主に、国内外の電子機器メーカー、電子機器ユーザーに対して、「半導体/デバイス」「ICT/ソリューション」の販売、及びこれらに付随するサービスを提供しております。

菱洋エレクトログループの事業内容及び菱洋エレクトロと関係会社の当該事業に係る位置づけは次のとおりです。

① 日本

菱洋エレクトロ及び連結子会社であるリョーヨーセミコン株式会社は、主に国内顧客に対して、「半導体/デバイス」「ICT/ソリューション」の販売、及びこれらに付随するサービスを提供しております。また、株式会社スタイルズは、主に国内顧客に対して、システム開発、インフラ構築、システム運用保守及び技術者派遣等のITソリューションサービスを展開しており、一部案件において菱洋エレクトロと協業を行っております。

② アジア

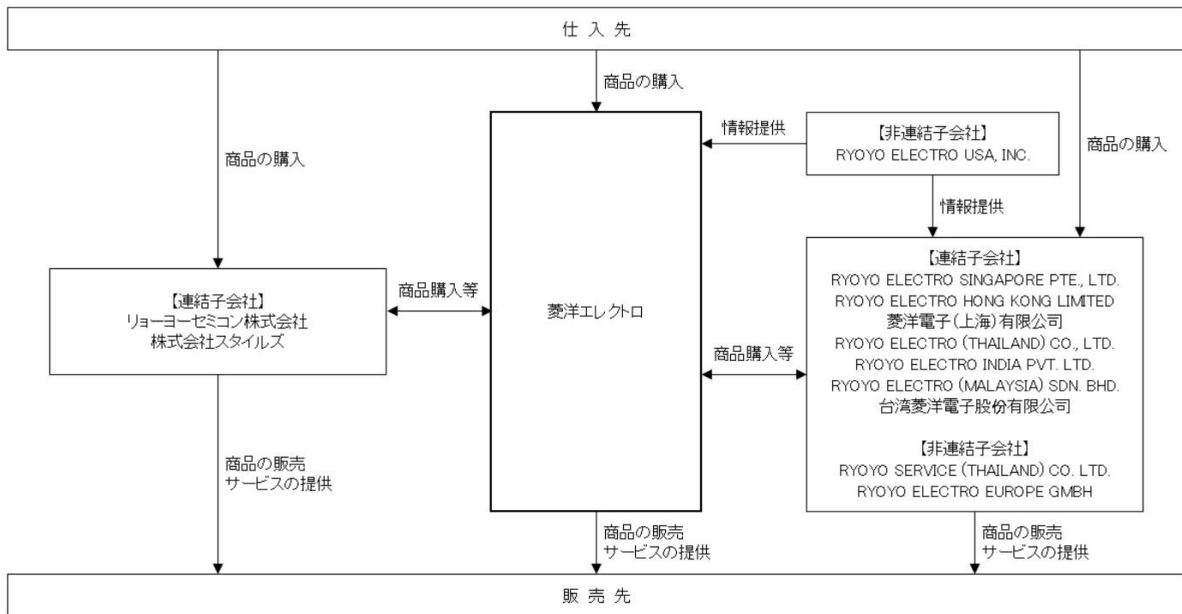
連結子会社であるRYOYO ELECTRO SINGAPORE PTE., LTD.、RYOYO ELECTRO HONG KONG LIMITED、菱洋電子（上海）有限公司、RYOYO ELECTRO INDIA PVT.LTD.、RYOYO ELECTRO (MALAYSIA) SDN.BHD.、RYOYO ELECTRO (THAILAND) CO., LTD.、及び台湾菱洋電子股份有限公司は、主にアジア地区における日系及び現地顧客に対して、「半導体/デバイス」「ICT/ソリューション」を販売しており、菱洋エレクトロと商品の一部について購入・販売を行っております。

菱洋エレクトログループの当該事業に係る品目別の主な取扱商品は次のとおりです。

品目		主たる取扱商品名
半導体/デバイス	半導体	マイクロプロセッサ、マイコン、システムLSI、パワーデバイス、メモリー、LED素子、レーザーダイオード、各種センサー 等
	デバイス	液晶パネル、液晶モジュール、密着イメージセンサー 等
ICT/ソリューション	ICT	サーバー、ストレージ、ワークステーション、パソコン、タブレット、ソフトウェア、ディスプレイモニター、プリンター、プロッター、プロジェクター、ネットワークシステム、保守サービス 等
	ソリューション	業種別オリジナルソリューション 等

<事業系統図>

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりです。



(2) リョーサン

リョーサングループは、リョーサン、連結子会社15社、持分法適用関連会社3社、その他の関係会社1社で構成されています。

リョーサンは、半導体・電子部品を販売するデバイス事業及びIT機器等を販売するソリューション事業を行う専門商社として国内外の電子機器メーカー等の得意先に対し、商品の販売を行っております。

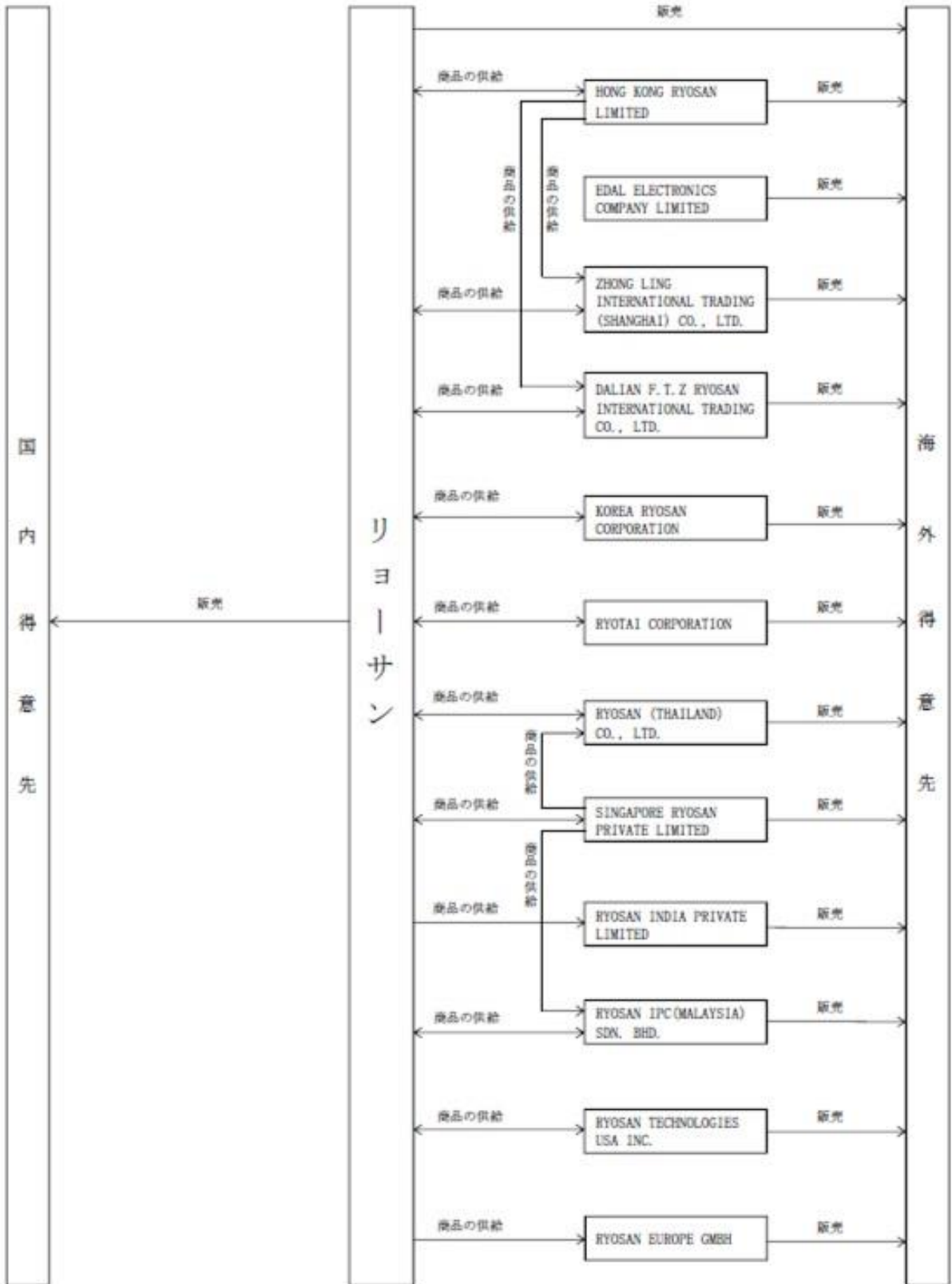
事業内容とリョーサン及び主要な連結子会社の当該事業における位置付けは、次のとおりであります。

また、菱洋エレクトロは2023年2月及び同年3月にリョーサン株式を取得し、リョーサンのその他の関係会社となっております。

菱洋エレクトロは、半導体・デバイス分野、ICT・ソリューション分野において、各種製品の販売及びこれらに付随するサービスの提供を行っておりますが、リョーサンと事業上の取引関係はありません。

事業区分	主要取扱商品・製品名	販売会社
デバイス事業	・半導体 ・電子部品	リョーサン HONG KONG RYOSAN LIMITED EDAL ELECTRONICS COMPANY LIMITED ZHONG LING INTERNATIONAL TRADING (SHANGHAI) CO., LTD. DALIAN F. T. Z RYOSAN INTERNATIONAL TRADING CO., LTD. RYOTAI CORPORATION SINGAPORE RYOSAN PRIVATE LIMITED
ソリューション事業	・IT機器 ・ソリューション	RYOSAN IPC (MALAYSIA) SDN. BHD. RYOSAN (THAILAND) CO., LTD. RYOSAN INDIA PRIVATE LIMITED KOREA RYOSAN CORPORATION RYOSAN TECHNOLOGIES USA INC. RYOSAN EUROPE GMBH

以上に述べた企業集団等の概要図は、次のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

共同持株会社は新設会社であるため、本報告書提出日現在において関係会社はありませんが、共同持株会社の完全子会社となる両社それぞれの関係会社の状況につきましては、上記「第一部 組織再編成に関する情報 第1 組織再編成の概要 1 組織再編成の目的等」記載の「(2) 上場申請会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と上場申請会社の企業集団の関係 ① 上場申請会社の企業集団の概要 イ. 上場申請会社の企業集団の概要」をご参照ください。

5 【従業員の状況】

(1) 共同持株会社

共同持株会社は新設会社であるため、未定です。

(2) 連結会社

共同持株会社の完全子会社となる両社の最終事業年度末日（菱洋エレクトロにおいては2023年1月31日、リョーサンにおいては2023年3月31日）における従業員の状況につきましては、それぞれ以下のとおりです。

① 菱洋エレクトロ

ア. 連結会社の状況

2023年1月31日現在

セグメントの名称	従業員数（名）
日本	645
アジア	69
合計	714

(注) 従業員数は就業人員です。

イ. 菱洋エレクトロの状況

2023年1月31日現在

従業員数（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
537	44.6	16.0	6,629,328

(注) 1 従業員数は就業人員です。
2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

② リョーサン

ア. 連結会社の状況

2023年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数（名）
デバイス事業	752 [69]
ソリューション事業	113 [16]
全社（共通）	89 [29]
合計	954 [114]

(注) 従業員数は就業人員数（リョーサングループからグループ外への出向者を除き、グループ外からリョーサングループへの出向者を含む。）であり、臨時従業員数（嘱託、パートタイマー及び派遣社員）は〔 〕内に年間の平均人員を外数で記載しております。

イ. リョーサンの状況

2023年3月31日現在

従業員数 (名)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (円)
598 [114]	44.1	16.1	6,671,645

セグメントの名称	従業員数 (名)
デバイス事業	413 [69]
ソリューション事業	96 [16]
全社 (共通)	89 [29]
合計	598 [114]

- (注) 1 従業員数は就業人員数 (リョーサンから社外への出向者を除き、社外からリョーサンへの出向者を含む。) であり、臨時従業員数 (嘱託、パートタイマー及び派遣社員) は [] 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
- 2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
- 3 平均年齢、平均勤続年数及び平均年間給与は、出向者を除いて計算しております。

(3) 労働組合の状況

① 共同持株会社

共同持株会社は新設会社であるため、該当事項はありません。

② 連結会社

共同持株会社の完全子会社となる両社の最終事業年度末日 (菱洋エレクトロにおいては2023年1月31日、リョーサンにおいては2023年3月31日) 時点における労働組合の状況につきましては、両社いずれも労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

① 共同持株会社

共同持株会社は新設会社であるため、該当事項はありません。

② 連結会社

ア. 菱洋エレクトロ

共同持株会社の完全子会社となる菱洋エレクトロにおいては、管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異については開示しておりません。

イ. リョーサン

共同持株会社の完全子会社となるリョーサンの最終事業年度末日 (2023年3月31日) における管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異につきましては、以下のとおりです。

イ. リョーサンの状況

最終事業年度					補足説明
管理職に占める女性労働者の割合 (%) (注1)	男性労働者の育児休業取得率 (%) (注2)	労働者の男女の賃金の差異 (%) (注1)			
		全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者	
2.2	33.3	65.8	67.6	70.4	職責により、総合職・一般職として社員コースを分けております。 現状、女性は一般職の比率が高いため、賃金の差が生じております。

- (注) 1 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。
- 2 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の4第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

ロ. 連結会社の状況

女性活躍推進法等の公表義務の対象とならない海外子会社のため、記載を省略しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

共同持株会社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、完全子会社となる両社の業績等の概要につきましては、両社の有価証券報告書（菱洋エレクトロについては2023年4月26日提出、リョーサンについては2023年6月29日提出）、菱洋エレクトロの四半期報告書（2023年6月9日、2023年9月12日及び2023年12月12日提出）及びリョーサンの四半期報告書（2023年8月14日、2023年11月14日及び2024年2月14日提出）をご参照ください。

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

共同持株会社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、完全子会社となるリョーサンのサステナビリティに関する考え方及び取組につきましては、リョーサンの有価証券報告書（2023年6月29日提出）をご参照ください。また、完全子会社となる菱洋エレクトロにおいては、有価証券報告書（2023年4月26日提出）にはサステナビリティに関する考え方及び取組について記載・開示しておりませんが、ウェブサイトにてサステナビリティへの取り組みを開示しており、こちらをご参照ください。

3【事業等のリスク】

共同持株会社は本報告書提出日現在において設立されておきませんが、本株式移転に関連し、共同持株会社グループの経営統合に係るリスクとして、下記(1)のリスクが想定されます。さらに、共同持株会社は本株式移転により両社の完全親会社となるため、共同持株会社の設立後は本報告書提出日現在における両社の事業等のリスクが共同持株会社の事業等のリスクとなり得ることが想定されます。両社の事業等のリスクを踏まえた共同持株会社の事業等のリスクはそれぞれ下記(2)及び(3)のとおりです。

なお、本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は、別段の記載のない限り、本報告書提出日現在において判断したものです。

(1) 経営統合に関するリスク

共同持株会社の設立は2024年4月1日を予定しており、現在経営統合に向けた準備を両社で進めておりますが、例えば以下のような経営統合に関するリスクが想定され、業務運営、経営成績、財政状態などに重要な影響を及ぼす可能性があります。

- ・何らかの事情により、本株式移転計画の内容が変更になるリスク
- ・経済情勢の急激な悪化、金融市場の混乱等により、予定どおりに経営統合が進まないリスク
- ・経営統合により期待されるシナジー効果が十分に発揮されないリスク

(2) 菱洋エレクトロの事業等のリスク

菱洋エレクトロの事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

リスク分類	リスクの説明	リスク軽減策
商権喪失リスク	仕入先との代理店契約、特約店契約等の契約期間は原則として1年間です。この契約が更新されない場合、又は仕入先の業績悪化、方針の変更、事業の再編などの理由により中途解約あるいは商流の見直しにより商権を喪失するリスクがあります。	既存のビジネスの推進・拡大のみならず、新たなビジネスモデルの実現、新たな事業の柱の育成に取り組んでおります。エッジからクラウドまでをサポートするソリューションプロバイダーとして独自の強みを持った付加価値提供商社を目指してまいります。
投資リスク	将来の成長に向けてビジネスパートナーに対して出資を行うことがあります。出資先の業績が出資時点と大きく乖離し、出資の減損処理が必要になるリスクがあります。	出資に際しては、出資先の財政状態、事業計画の実現性、投資リターン等を慎重に判断し、取締役会にて審議を行っております。また、出資後は、出資先の財政状態、事業計画の進捗を定期的にモニタリングしております。
棚卸資産の廃棄リスク	商社の重要な機能として、顧客への安定供給を目的に一定水準の棚卸資産を保有しておりますが、市況変動など当初見込んでいた顧客の所要見込の減少により、棚卸資産を廃棄するリスクがあります。	顧客の所要見込や仕入先の供給状況などの情報収集に努め、適正な在庫水準の維持と滞留在庫の発生を防ぐよう努めております。また、将来の販売可能性等を評価する商品評価損制度を導入し、棚卸資産を廃棄する場合の損失を軽減するように努めております。
求償リスク	菱洋エレクトログループは、菱洋エレクトロ取り扱い商品の欠陥について、菱洋エレクトロの責任と判明した場合や知的財産権に関連する訴訟に巻き込まれた場合に、契約相手方やその他の第三者から請求等を受けるリスクがあります。	菱洋エレクトログループは、品質保証部門と法務部門を設置し、菱洋エレクトロ取り扱い商品の品質や信頼性の向上、知的財産権の侵害の回避に常に努力を払っており、仕入先や委託先が関わる場合は、契約書の取り交わしにより、求償リスクの低減に努めております。
為替変動リスク	輸出入などで外貨建取引を行っておりますが、為替相場の影響により、売上高や売上原価が変動したり、債権債務の決済時また決算日時点で営業外損益が発生するリスクがあります。	為替予約等の手法を活用することで為替相場変動の影響を低減するように努めております。
売上債権回収リスク	国内外の顧客との取引において信用供与を行っておりますが、お客様の急激な経営の悪化や倒産などにより、売上債権の回収に支障が出るリスクがあります。	顧客の社会的信用及び財務状況等から個別に与信限度額を設定し、その範囲内で取引を実行しております。また、リスク度合いに応じてファクタリング等による売上債権の回収リスクの極小化に努めております。
株式保有リスク	業務提携の更なる強化や、安定的な取引関係の維持・強化を目的として特定のお取引先様の上場株式を保有しております。将来、株式市場の悪化又は投資先企業の業績不振により評価損を計上するリスクがあります。	保有する上場株式については、短期的な業績や株価等に基づく定量的な判断だけでなく、非財務情報も含めた定性的な判断を踏まえた上で継続保有の是非を検証し、取締役会への報告を行っております。

リスク分類	リスクの説明	リスク軽減策
気候変動に関するリスク	炭素税や排出権取引の導入等の脱炭素経済への移行に伴う影響が発生する事が予想され、調達コストを始めとする事業コストが増加するリスクがあります。また、気候関連問題への対応や情報開示が不十分な場合、顧客や投資家への信頼低下から、取引や融資の機会が減少するリスクがあります。	菱洋エレクトログループ及びサプライチェーン全体での温室効果ガスの排出量削減への取り組みを進めてまいります。そして、温室効果ガスの排出量削減の進捗状況やその他の施策について、菱洋エレクトロホームページ上での積極的な情報開示を行ってまいります。
自然災害・感染症拡大リスク	菱洋エレクトログループが事業活動を展開する国や地域において、地震、風水害、火災及び噴火等の自然災害又は新型コロナウイルス（COVID-19）などの感染症が発生し、業務の停止やサプライチェーンの混乱が生じた場合、菱洋エレクトロの事業活動に影響を与えるリスクがあります。	社長執行役員を最高責任者とする防災対策本部を設置し、多大な影響をもたらすと想定される各種災害、感染症による影響を軽減する体制を整えております。新型コロナウイルス（COVID-19）の拡大に伴い、リモートワークの推進、マスク着用、手洗い徹底などの感染予防対策を実施しております。
カントリーリスク	菱洋エレクトログループが進出した国又は地域において、政治・経済・社会の変動や法律・税制の改正、テロ・戦争などの事象による社会的混乱が生じた場合、菱洋エレクトロの事業活動に影響を与えるリスクがあります。	海外事業リスクについて現地の専門家より定期的に情報を入手し、リスクが発生した場合に適宜、適切な対応がとれる体制を整備しております。

(3) リョーサンの事業等のリスク

リョーサングループの事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があるとして認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。ただし、リョーサングループで発生するすべてのリスクを網羅したものではなく、記載された事項以外の予見しがたいリスクも存在します。

①世界マクロ経済環境の変化によるリスク

リョーサングループは、国内外の様々なセットメーカーに対し、商品の販売を行っております。米国、欧州、中国、新興国や日本の景気が減速する場合、個人消費や設備投資の低下をもたらし、その結果、リョーサングループの顧客が販売する製品に対する需要が減少し、リョーサングループの財政状態及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

②市場リスク

ア. 為替リスク

リョーサングループは、外貨建て取引を行っており、外国為替相場の変動に関するリスクを有しております。外貨建資産・負債のマッチング等のヘッジ手段を講じておりますが、それにより完全に為替リスクが回避されるものではなく、外国為替相場の変動がリョーサングループの経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、リョーサングループは海外に現地法人を有しており、外貨建ての財務諸表を作成しております。連結財務諸表の作成にあたって、円に換算する際に為替レートが変動した場合、リョーサングループの財政状態及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

イ. 金利リスク

リョーサングループは、最終連結会計年度末時点において借入金等が341億79百万円あり、金利が上昇する局面では利息負担が増加するリスクを有しており、リョーサングループの経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

ウ. 株価リスク

リョーサングループは、最終連結会計年度末時点において取引先を中心に29億77百万円の市場価格のある株式を保有しており、株価変動のリスクを有しております。リョーサングループでは、取締役会において保有目的や経済合理性の検証を行い、その保有意義がリョーサンの企業価値向上に十分とはいえない銘柄については、調整の上、売却することとしておりますが、株式市場の価格変動はリョーサングループの財政状態及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

③在庫リスク

リョーサングループは、最終連結会計年度末時点において476億97百万円の棚卸資産を保有しております。棚卸資産金額を適正に保つために顧客からの受注状況を勘案し、仕入先への発注数の調整等をしておりますが、顧客の所要数量が急激に下落した場合、在庫の廃棄や評価の見直しが必要となり、リョーサングループの財政状態及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

④与信リスク

リョーサングループは、国内外の様々な顧客との取引において信用供与を行っており、最終連結会計年度末において受取手形及び売掛金が951億15百万円あります。リョーサングループでは、定期的な与信調査や与信リスクに応じた取引限度額の設定など、与信リスク管理のための施策を講じておりますが、取引相手の財政状態の急速な悪化や経営破綻等が生じた場合、リョーサングループの財政状態及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑤事業投資リスク

リョーサングループは、株式・持分を取得して当該企業の経営に参画し、商権拡大等を目指す投資活動を行っております。既存投資においては定期的なモニタリング等を実施し、リスクの軽減を行っておりますが、それにより完全に事業投資リスクを回避することは困難であり、リョーサングループの財政状態及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑥固定資産に関する減損リスク

リョーサングループは、最終連結会計年度末時点において固定資産を94億23百万円保有しており、資産価値の下落に起因する減損リスクを有しており、リョーサングループの財政状態及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑦仕入先に関するリスク

リョーサングループは、国内外の複数の仕入先と代理店契約を締結しております。仕入先各社とは良好な取引関係を維持しておりますが、仕入先の事業再編や販売チャネル政策の見直しはリョーサングループの財政状態及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑧カントリーリスク

リョーサングループの販売は、日本国内だけでなく、アジアを中心として海外でも行われております。現地の政治・社会情勢、労働問題、関税、輸出入規制、通商・租税その他の法的規制の動向が、リョーサングループの財政状態及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑨自然災害等に関するリスク

地震・気候変動の激甚化等に伴う自然災害や、インフルエンザ・新型コロナウイルス等の感染症、取引先の火災、大規模事故、テロ・暴動、その他の予期せぬ事態が発生し、営業活動に支障が生じた場合、リョーサングループの財政状態及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

新型コロナウイルスについては、足元では沈静化していますが、再び感染が拡大する可能性は否定できず、引き続き今後の情勢を注視していく必要があると考えます。新型コロナウイルスによるリョーサングループへの影響として、現状認識している主なリスクは以下の通りです。

事業上のリスクとしては、リョーサングループの顧客及び仕入先の長期的な営業活動や生産が停止するリスク、また、流通機能の低下の結果、物流費等の経費が増加するリスクがあります。これらは顧客、仕入先の運用動向のモニタリングにより対応しております。

オペレーショナルリスクとしては、従業員の発症により当該拠点の業務が停止し、商品納入が滞るリスク、同受発注が遅延するリスク、また、急激な在宅作業割合増加の結果、全体としての営業活動能率が低下するリスクがあ

ります。これらは事務バックアップ体制の徹底等により対応しております。

財務リスクとしては、急激な景気低迷により、販売先が経営破綻するリスクがあります。こちらはモニタリング強化により対応しております。

また、経営管理上のリスクとして、市況環境の急変により、事業見通しが作成できないリスクがあります。こちらは経営情報の迅速な把握と内外市況動向のモニタリング強化により対応しております。

4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

共同持株会社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、共同持株会社の完全子会社となる両社の経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析につきましては、両社の有価証券報告書（菱洋エレクトロについては2023年4月26日提出、リョーサンについては2023年6月29日提出）、菱洋エレクトロの四半期報告書（2023年6月9日、2023年9月12日及び2023年12月12日提出）及びリョーサンの四半期報告書（2023年8月14日、2023年11月14日及び2024年2月14日提出）をご参照ください。

5 【経営上の重要な契約等】

共同持株会社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、共同持株会社の完全子会社となる両社の経営上の重要な契約等につきましては、両社の有価証券報告書（菱洋エレクトロについては2023年4月26日提出、リョーサンについては2023年6月29日提出）、菱洋エレクトロの四半期報告書（2023年6月9日、2023年9月12日及び2023年12月12日提出）及びリョーサンの四半期報告書（2023年8月14日、2023年11月14日及び2024年2月14日提出）をご参照ください。

また、本株式移転に係る株式移転計画、株式移転の目的、条件等につきましては、上記「第一部 組織再編成に関する情報 第1 組織再編成の概要」をご参照ください。

6 【研究開発活動】

共同持株会社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、共同持株会社の完全子会社となる両社の研究開発活動につきましては、両社の有価証券報告書（菱洋エレクトロについては2023年4月26日提出、リョーサンについては2023年6月29日提出）、菱洋エレクトロの四半期報告書（2023年6月9日、2023年9月12日及び2023年12月12日提出）及びリョーサンの四半期報告書（2023年8月14日、2023年11月14日及び2024年2月14日提出）をご参照ください。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

(1) 共同持株会社

共同持株会社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結会社

共同持株会社の完全子会社となる両社の設備投資等の概要につきましては、両社の有価証券報告書（菱洋エレクトロについては2023年4月26日提出、リョーサンについては2023年6月29日提出）をご参照ください。

2【主要な設備の状況】

(1) 共同持株会社

共同持株会社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結会社

共同持株会社の完全子会社となる両社の主要な設備の状況につきましては、両社の有価証券報告書（菱洋エレクトロについては2023年4月26日提出、リョーサンについては2023年6月29日提出）をご参照ください。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 共同持株会社

共同持株会社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結会社

① 菱洋エレクトロ

該当事項はありません。

② リョーサン

該当事項はありません。

第4【上場申請会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

2024年4月1日時点の共同持株会社の状況は以下のとおりとなる予定です。

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	150,000,000
計	150,000,000

②【発行済株式】

種類	発行数（株）	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	59,800,000	東京証券取引所 (プライム市場)	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、共同持株会社における標準となる株式です。普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。
計	59,800,000	—	—

(注) 1 菱洋エレクトロの普通株式の発行済株式総数26,800,000株（2023年7月31日時点）、リョーサンの普通株式の発行済株式総数25,000,000株（2023年9月30日時点）に基づき、本株式移転の株式移転比率を勘案して算出しております。但し、当該株式移転比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更又は重大な影響を与える事由が生じた場合等には、両社協議の上、変更することがあります。

2 両社は、共同持株会社の普通株式について、2024年2月1日付で東京証券取引所に新規上場申請を行いました。

3 振替機関の名称及び住所は、以下のとおりです。

名称 株式会社証券保管振替機構

住所 東京都中央区日本橋兜町7番1号

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

菱洋エレクトロが発行した新株予約権は、本株式移転効力発生日をもって消滅し、同日当該新株予約権の新株予約権者に対してこれに代わる共同持株会社の新株予約権を交付いたします。共同持株会社が交付する新株予約権の内容は以下のとおりです。

リョーサン菱洋ホールディングス株式会社第1回新株予約権

決議年月日	2019年1月16日（注1）
付与対象者の区分及び人数	取締役6名（注2）
新株予約権の数（個）	300個（注3）
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（注4）
新株予約権の目的となる株式の数（株）	株式移転計画書別紙3「(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数」をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額（円）	株式移転計画書別紙3「(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」をご参照ください。
新株予約権の行使期間	自 2024年4月1日 至 2059年1月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	株式移転計画書別紙3「(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項」をご参照ください。
新株予約権の行使の条件	株式移転計画書別紙3「(5) 新株予約権の行使の条件」及び「(12) 新株予約権の行使請求及び払込みの方法」をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要します。
新株予約権の取得条項	株式移転計画書別紙3「(7) 新株予約権の取得条項」をご参照ください。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式移転計画書別紙3「(9) 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」をご参照ください。

(注) 1 菱洋エレクトロ第3回新株予約権の決議年月日です。

2 菱洋エレクトロ第3回新株予約権の決議当時の付与対象者の区分及び人数です。

3 2023年10月31日現在の菱洋エレクトロ第3回新株予約権の個数です。本株式移転に際して、当該新株予約権の新株予約者に対し、当該新株予約権1個に代わり、基準時における当該新株予約権の総数と同数の、共同持株会社のリョーサン菱洋ホールディングス株式会社第1回新株予約権1個を交付します。但し、菱洋エレクトロ第3回新株予約権の行使等により変動する可能性があります。

4 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、共同持株会社における標準となる株式です。なお、共同持株会社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

2024年4月1日現在の共同持株会社の発行済株式総数、資本金等は以下のとおりとなる予定です。

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
2024年4月1日	普通株式 59,800,000 (予定)	普通株式 59,800,000 (予定)	15,000	15,000	5,000	5,000

(注) 菱洋エレクトロの普通株式の発行済株式総数26,800,000株(2023年7月31日時点)、リョーサンの普通株式の発行済株式総数25,000,000株(2023年9月30日時点)に基づき、本株式移転の株式移転比率を勘案して算出しております。但し、当該株式移転比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更又は重大な影響を与える事由が生じた場合等には、両社協議の上、変更することがあります。

(4) 【所有者別状況】

共同持株会社は新設会社であるため、本報告書提出日現在において所有者はおりません。

なお、共同持株会社の完全子会社となる両社の所有者別状況については、以下のとおりです。

① 菱洋エレクトロ

普通株式

2023年10月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	18	34	180	131	21	20,990	21,374	—
所有株式数 (単元)	—	34,814	6,459	49,174	27,825	31	149,003	267,306	69,400
所有株式数の割 合(%)	—	13.02	2.42	18.40	10.41	0.01	55.74	100.00	—

(注) 菱洋エレクトロの自己株式6,588,942株は「個人その他」に65,889単元、「単元未満株式の状況」に42株含めて記載しております。

② リョーサン

普通株式

2023年9月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	22	26	79	145	6	3,482	3,760	—
所有株式数 (単元)	—	81,334	2,426	92,163	24,275	20	49,543	249,761	23,900
所有株式数の割 合(%)	—	32.56	0.97	36.90	9.71	0.00	19.83	100.00	—

(注) 1 リョーサンの自己株式は、「個人その他」に15,441単元、「単元未満株式の状況」に81株含まれております。

2 上記「金融機関」には、株式報酬制度に関連して信託が保有するリョーサン株式135単元及び「単元未満株式の状況」に90株含まれております。

(5) 【大株主の状況】

共同持株会社は新設会社であるため、本報告書提出日現在において株主はおりませんが、共同持株会社の完全子会社となる両社の株主データ（2023年10月31日現在）に基づき、2024年4月1日時点で想定される大株主の状況は以下のとおりであります。

2024年4月1日現在（予定）

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式（自己 株式を除く。）の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
菱洋エレクトロ株式会社	東京都中央区築地1丁目12-22	12,800	21.41
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	東京都港区浜松町2丁目11番3号	6,112	10.22
株式会社シティインデックス イレブンス	東京都渋谷区南平台町3-8	3,087	5.16
エス・エッチ・シー有限公司	東京都中央区築地1-9-11-502	2,118	3.54
株式会社リョーサン	東京都千代田区東神田2丁目3-5	2,038	3.41
三菱電機株式会社	東京都千代田区丸の内2-7-3	1,576	2.64
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1-6-6	1,382	2.31
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1番2号	1,340	2.24
株式会社日本カストディ銀行 （信託口）	東京都中央区晴海1丁目8-12	1,288	2.15
住友生命保険相互会社	東京都中央区八重洲2丁目2-1	1,237	2.07
計	—	32,982	55.15

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

共同持株会社は新設会社であるため、本報告書提出日現在において所有者はありません。

なお、共同持株会社の完全子会社となる両社の議決権の状況は以下のとおりです。

菱洋エレクトロ

2023年10月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 6,588,900	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 20,141,700	201,417	—
単元未満株式	普通株式 69,400	—	—
発行済株式総数	26,800,000	—	—
総株主の議決権	—	201,417	—

(注) 1 上記の「単元未満株式」欄の普通株式には、菱洋エレクトロ所有の自己株式42株が含まれております。

2 上記は、2023年10月31日現在の情報であり、共同持株会社の設立日までに変動することがあります。

リョーサン

2023年9月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,544,100	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 23,432,000	234,320	—
単元未満株式	普通株式 23,900	—	—
発行済株式総数	25,000,000	—	—
総株主の議決権	—	234,320	—

(注) 1 「完全議決権株式 (その他)」の普通株式には、株式報酬制度に関連して信託が保有するリョーサン株式13,500株 (議決権135個) が含まれております。

2 「単元未満株式」の欄には、リョーサン所有の自己株式が81株含まれております。

3 上記は、2023年9月30日現在の情報であり、共同持株会社の設立日までに変動することがあります。

②【自己株式等】

共同持株会社は、本株式移転により設立されるため、本株式移転効力発生日である2024年4月1日時点において、共同持株会社の自己株式を保有しておりません。

なお、共同持株会社の完全子会社となる両社の自己株式については、以下のとおりです。

菱洋エレクトロ

2023年10月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 菱洋エレクトロ	東京都中央区築地1-12-22	6,588,900	—	6,588,900	24.59
計	—	6,588,900	—	6,588,900	24.59

リョーサン

2023年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) リョーサン	東京都千代田区東神田2丁目3番5号	1,544,100	—	1,544,100	6.17
計	—	1,544,100	—	1,544,100	6.17

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

共同持株会社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(1)【株主総会決議による取得の状況】

共同持株会社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

共同持株会社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

共同持株会社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

共同持株会社は新設会社であるため、該当事項はありません。

3【配当政策】

配当の基本的な方針、毎事業年度における配当の回数についての基本的な方針、内部留保資金の用途につきましては、共同持株会社が新設会社であるため、未定です。

また、最終事業年度の配当決定に当たっての考え方につきましては、共同持株会社は本株式移転により2024年4月1日に設立予定であるため、本報告書提出日現在において決算期を迎えておらず、該当事項はありません。

共同持株会社の剰余金の配当の基準日は、期末配当については毎年3月31日、中間配当については毎年9月30日とする旨を定款で定める予定です。

配当の決定機関につきましては、取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定める予定です。なお、株主総会決議によって配当の決定を行うことを排除するものではありません。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

共同持株会社は、2024年4月1日より東京証券取引所プライム市場に上場する予定です。共同持株会社の完全子会社となる両社のコーポレート・ガバナンスの状況等については、両社の有価証券報告書（菱洋エレクトロについては2023年4月26日提出、リョーサンについては2023年6月29日提出）をご参照ください。

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

共同持株会社は、経営の透明性及び健全性を確保し、社会的責任を果たすために、コーポレート・ガバナンスの充実を経営上の重要課題と位置づけ、コーポレート・ガバナンスが有効に機能する体制の整備を進めてまいります。なお、以下のコーポレート・ガバナンスの状況については、本報告書提出日現在のものを記載しております。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

共同持株会社は、取締役及び取締役会の監督機能を強化し、経営の透明性・公正性の向上を図るために、監査等委員会設置会社を選択し、取締役会における議決権を持つ監査等委員である取締役による監査・監督の体制を構築する予定です。

取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名（うち社外取締役3名）及び監査等委員である取締役4名（うち社外取締役3名）で構成され、原則として、月に1回定時に開催するほか、必要に応じて、臨時に開催し、経営に関する重要な事項を決定するとともに、業務執行を監督する予定です。

監査等委員会は、4名の監査等委員である取締役で構成され、原則として、月に1回定時に開催するほか、必要に応じて、臨時に開催し、監査等基準や監査方針等を決定するとともに、監査状況等の報告を受ける予定です。

③ 企業統治に関するその他の事項

ア. 責任限定契約の内容の概要

共同持株会社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額とする予定です。

イ. 取締役の定数

共同持株会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は12名以内とし、監査等委員である取締役は6名以内とする旨定款に定める予定です。

ウ. 取締役の選任の決議要件

共同持株会社は、取締役の選任決議について、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定める予定です。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定める予定です。

エ. 株主総会の特別決議要件

共同持株会社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定める予定です。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

オ. 取締役会で決議することができる株主総会決議事項

イ. 取締役の責任免除

共同持株会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定める予定です。これは、取締役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮し、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

ロ. 剰余金の配当

共同持株会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により行うことができる旨を定款で定める予定です。なお、株主総会決議によって剰余金の配当の決定等を行うことを排除するものではありません。また、共同持株会社は、株主への機動的な利益還元の実施を目的として、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款で定める予定です。

カ. その他の事項

その他の事項については、共同持株会社は新設会社であるため、未定です。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

2024年4月1日に就任を予定している共同持株会社の役員の状況は、以下のとおりです。
男性9名 女性3名 (役員のうち女性の比率25%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1) 所有する菱洋エレクトロの普通株式数(株) (2) 所有するリョーサンの普通株式数(株) (3) 割り当てられる共同持株会社の普通株式数(株)
代表取締役社長	中村 守孝	1959年9月7日生	1984年4月 株式会社伊勢丹(現株式会社三越伊勢丹)入社 2011年4月 株式会社三越伊勢丹取締役執行役員経営企画部長 2012年4月 株式会社三越伊勢丹ホールディングス執行役員人事部長 2016年4月 同社常務執行役員情報戦略本部長 2017年5月 菱洋エレクトロ入社 特別顧問 2017年8月 同社専務執行役員経営改革推進担当 2017年12月 同社専務執行役員営業・技術・海外営業管掌、経営改革推進担当 2018年3月 同社専務執行役員営業・技術・海外営業管掌、営業統括本部長、経営改革推進担当 2018年4月 同社代表取締役社長 2021年2月 同社代表取締役社長執行役員(現任)	(注)2	(1) 48,900株 (2) 0株 (3) 48,900株
代表取締役副社長	稲葉 和彦	1967年6月14日生	1990年4月 リョーサン入社 2013年7月 同社第二販売部長 2017年6月 同社執行役員電子部品事業本部長 2019年6月 同社取締役上席執行役員電子部品事業本部長 2020年2月 同社代表取締役社長執行役員兼企画本部長兼電子部品事業本部長 2020年6月 同社代表取締役社長執行役員兼電子部品事業本部長 2021年6月 同社代表取締役社長執行役員(現任)	(注)2	(1) 0株 (2) 9,660株 (3) 12,751株
取締役	遠藤 俊哉	1967年2月7日生	1988年3月 リョーサン入社 2007年5月 同社名古屋第一支店長 2013年11月 リョーサンのタイランド社長 2016年6月 リョーサン 執行役員中部・東海営業本部長 2020年6月 同社執行役員国内第一営業本部長 2021年6月 同社取締役執行役員営業統括本部長兼国内第一営業本部長兼技術本部長(現任)	(注)2	(1) 0株 (2) 3,100株 (3) 4,092株
取締役	大橋 充幸	1962年9月27日生	1985年4月 菱洋電機株式会社(現 菱洋エレクトロ)入社 2006年2月 同社大阪支店営業第一部次長 2007年8月 同社西日本ブロック大阪支店営業第三部長 2013年8月 同社I S本部副本部長 2015年2月 同社I S本部長 2018年2月 同社執行役員西日本ブロック長 2022年2月 同社常務執行役員東日本ブロック管掌、西日本ブロック管掌 2022年4月 同社常務執行役員ソリューション事業本部管掌、東日本ブロック管掌、西日本ブロック管掌 2023年2月 同社常務執行役員半導体・デバイス事業本部管掌、ソリューション事業本部管掌 2023年4月 同社取締役常務執行役員半導体・デバイス事業本部管掌、ソリューション事業本部管掌(現任)	(注)2	(1) 2,400株 (2) 0株 (3) 2,400株

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1) 所有する菱洋エレクトロの普通株式数(株) (2) 所有するリョーサン ^① の普通株式数(株) (3) 割り当てられる共同持株会社の普通株式数(株)
取締役	高橋 則彦	1962年9月20日生	1987年4月 株式会社三菱銀行(現株式会社三菱UFJ銀行) 入行 2015年10月 リョーサン ^① 出向 IR・広報室長 2016年6月 同社経営戦略室長 2016年7月 同社 入社 2020年6月 同社執行役員 企画本部長 兼 経営企画室長 2021年6月 同社執行役員 企画本部長 兼 事業企画室長 2023年4月 同社執行役員 企画本部長(現任)	(注) 2	(1) 0株 (2) 520株 (3) 686株
社外取締役	高田 信哉	1952年1月8日生	1975年4月 株式会社伊勢丹(現株式会社三越伊勢丹) 入社 1995年2月 同社営業本部営業政策部長 2002年6月 同社執行役員経営企画部総合企画担当 2008年4月 株式会社三越伊勢丹ホールディングス取締役専務執行役員経営戦略本部長 2010年1月 同社代表取締役専務執行役員経営戦略本部長 2012年6月 同社常勤監査役 2017年6月 株式会社ショーワ(現日立Astemo株式会社) 社外取締役(監査等委員) 2020年4月 菱洋エレクトロ社外取締役(現任) 2022年4月 同社取締役会議長(現任)	(注) 2	(1) 0株 (2) 0株 (3) 0株
社外取締役	川辺 春義	1956年2月13日生	1977年10月 株式会社マネジメントワーク入社 1988年12月 テーエスデー株式会社入社 1993年4月 株式会社ニュートラル専務取締役 1996年4月 同社代表取締役社長 2010年10月 株式会社インターマインド代表取締役 2011年10月 クラウドランド株式会社取締役 2015年9月 株式会社サイバーリンクス執行役員 2022年1月 同社顧問(現任) 2022年6月 リョーサン ^① 社外取締役(現任)	(注) 2	(1) 0株 (2) 0株 (3) 0株
社外取締役	白石 真澄	1958年11月6日生	1989年5月 株式会社ニッセイ基礎研究所入社 2001年4月 同社主任研究員 2006年4月 東洋大学経済学部社会経済システム学科教授 2007年4月 関西大学政策創造学部教授(現任) 2013年6月 旭化成株式会社社外取締役 2014年6月 中日本高速道路株式会社社外監査役 2015年6月 新関西国際空港株式会社社外監査役 2019年4月 菱洋エレクトロ社外取締役(現任) 2021年2月 イーサポートリンク株式会社社外監査役(現任) 2022年6月 株式会社ミクニ社外取締役(現任)	(注) 2	(1) 0株 (2) 0株 (3) 0株

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1) 所有する菱洋エレクトロの普通株式数(株) (2) 所有するリョーサン ^① の普通株式数(株) (3) 割り当てられる共同持株会社の普通株式数(株)
取締役 (常勤監査等委員)	脇 清	1959年10月22日生	1983年4月 株式会社三菱銀行(現株式会社三菱UFJ銀行) 入行 2011年11月 菱洋エレクトロ 出向 経営戦略室長 2012年2月 同社執行役員経営戦略室長、海外営業本部副本部長 2012年4月 同社 入社 2012年11月 同社執行役員海外営業本部長 2014年2月 同社上席執行役員海外営業本部長 2014年10月 米国公認会計士登録 2015年2月 菱洋エレクトロ上席執行役員管理本部長、海外営業本部長、CSR部統括 2015年11月 同社上席執行役員管理本部長、CSR部統括 2016年4月 同社取締役上席執行役員経営戦略室管掌、管理本部長、CSR部管掌、経理部長 2019年2月 同社取締役常務執行役員経営戦略室管掌、管理本部管掌 2019年7月 同社代表取締役専務執行役員経営戦略室管掌、管理本部管掌 2021年2月 同社代表取締役専務執行役員経営企画本部管掌、管理本部管掌 2022年2月 同社取締役常務執行役員監査部管掌、CSR部管掌、特命担当 2023年4月 同社取締役常務執行役員管理本部管掌、監査部管掌、CSR部管掌、特命担当(現任)	(注) 3	(1) 22,700株 (2) 0株 (3) 22,700株
社外取締役 (監査等委員)	小川 真人	1961年1月25日生	1983年9月 ビート・マーウィック・ミッチェル会計事務所(現有限責任あずさ監査法人) 入所 1996年10月 センチュリー監査法人(現有限責任あずさ監査法人) 社員 2001年10月 新日本監査法人(現EY新日本有限責任監査法人) 入所 2003年7月 株式会社ケーピーエムジーエフイーエス(現株式会社KPMG FAS)へ転籍 2005年7月 株式会社KPMG FAS取締役(パートナー) 2008年4月 一般社団法人日英協会監事(現任) 2008年4月 ACEコンサルティング株式会社代表取締役(現任) 2011年4月 一般社団法人日本公認不正検査士協会理事 2013年1月 NPO法人シンクキッズ監事(現任) 2013年3月 株式会社クロスヴィジョンインターナショナル社外取締役 2016年6月 リョーサン社外取締役(監査等委員)(現任) 2017年6月 株式会社イチケン社外監査役	(注) 3	(1) 0株 (2) 0株 (3) 0株
社外取締役 (監査等委員)	大井 素美	1977年2月27日生	1999年4月 監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ) 入所 2002年6月 公認会計士登録 2006年5月 大井公認会計士事務所開設 2013年6月 株式会社シーボン社外監査役 2020年4月 菱洋エレクトロ社外監査役(現任) 2021年10月 日本ロジスティクスファンド投資法人監督役員(現任)	(注) 3	(1) 0株 (2) 0株 (3) 0株

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1) 所有する菱洋エレクトロの普通株式数(株) (2) 所有するリョーサンの普通株式数(株) (3) 割り当てられる共同持株会社の普通株式数(株)
社外取締役 (監査等委員)	福田 佐知子	1962年7月15日生	1987年4月 港監査法人(現有限責任あずさ監査法人)入所 1990年3月 公認会計士登録 1992年10月 公認会計士高屋(福田)佐知子事務所開設 2001年10月 弁護士登録 千葉市民協同法律事務所 入所(現任) 2018年4月 習志野市代表監査委員(現任)	(注)3	(1) 0株 (2) 0株 (3) 0株
計					(1) 74,000株 (2) 13,280株 (3) 91,529株

- (注) 1 高田信哉氏、川辺春義氏、白石真澄氏、小川真人氏、大井素美氏及び福田佐知子氏は、社外取締役です。
- 2 監査等委員でない取締役の任期は、共同持株会社の設立日である2024年4月1日から2025年3月期に係る定時株主総会終結の時までです。
- 3 監査等委員である取締役の任期は、共同持株会社の設立日である2024年4月1日から2026年3月期に係る定時株主総会終結の時までです。
- 4 所有する菱洋エレクトロの株式数及びリョーサンの株式数は、2023年10月31日現在の所有状況に基づいて記載しており、また、割り当てられる共同持株会社の株式数は、当該所有状況に基づき、株式移転比率を勘案して記載しております。なお、実際に割り当てられる共同持株会社の株式数は、共同持株会社の設立日の直前までの所有株式数に応じて変動することがあります。
- 5 役職名は、本報告書提出日現在において予定されている役職名を記載しております。

② 社外役員の状況

共同持株会社は、取締役12名のうち、6名を社外取締役とする予定です。社外取締役との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係並びに当該社外取締役が共同持株会社の企業統治において果たす機能及び役割については、以下に記載のとおりです。

社外取締役氏名	人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係	企業統治において果たす機能及び役割
高田 信哉	人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。	高田信哉氏は、前職において、主に経営企画・戦略分野を歴任しながら経営に携わった経験を有しており、菱洋エレクトロ社外取締役就任後もその経験を活かし、公正かつ客観的な助言を行っております。以上により、グループ全体のガバナンスの強化及び企業価値の向上を実現させるという役割を期待しております。上記の理由により、共同持株会社の社外取締役として職務を適切に遂行できると判断いたしました。

社外取締役氏名	人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係	企業統治において果たす機能及び役割
川辺 春義	人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。	川辺春義氏は、長年に亘りITサービス業界において経営に携わり、リョーサン社外取締役就任後も、起業家及び経営者としての豊富な経験や幅広い知見を活かし、経営の透明性・公正性の向上を図るための監督及び経営に関する有効な助言を行っております。以上により、グループ全体のガバナンスの強化及び企業価値の向上を実現させるという役割を期待しております。 上記の理由により、共同持株会社の社外取締役として職務を適切に遂行できると判断いたしました。
白石 真澄	人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。	白石真澄氏は、社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、民間企業、教職、公職を通じた豊富な経験に基づく幅広い見識を有しており、菱洋エレクトロ社外取締役就任後もその見識等に基づく多角的な視点での助言を行っております。以上により、グループ全体のガバナンスの強化及び企業価値の向上を実現させるという役割を期待しております。 上記の理由により、共同持株会社の社外取締役として職務を適切に遂行できると判断いたしました。
小川 真人	人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。	小川真人氏は、長年に亘る公認会計士としての経歴を通じて培われた財務・会計に関する高度な知識と幅広い経験を有しております。以上により、グループ全体の経営の透明性・公正性の向上を図るための監督及び公認会計士としての専門的な知見に基づく助言を行うという役割を期待しております。 上記の理由により、共同持株会社の監査等委員である社外取締役として職務を適切に遂行できると判断いたしました。
大井 素美	人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。	大井素美氏は、社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、公認会計士としての財務・会計、監査に関する広範な専門知識と豊富な経験に基づいた多くの知見を有しており、他社においても監査役を歴任しております。以上により、グループ全体の経営の透明性・公正性の向上を図るための監督及び公認会計士としての専門的な知見に基づく助言を行うという役割を期待しております。 上記の理由により共同持株会社の監査等委員である社外取締役として職務を適切に遂行できると判断いたしました。

社外取締役氏名	人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係	企業統治において果たす機能及び役割
福田 佐知子	人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。	福田佐知子氏は、会社経営に関与したことはありませんが、公認会計士及び弁護士としての経歴を通じて培われた財務・会計・法務に関する専門的な知識を有しております。以上により、グループ全体の経営の透明性・公正性の向上を図るための監督並びに公認会計士及び弁護士としての専門的な知見に基づく助言を行うという役割を期待しております。 上記の理由により、共同持株会社の監査等委員である社外取締役として職務を適切に遂行できると判断いたしました。

共同持株会社は、新設会社であり、社外取締役を選任するための独立性に関する基準又は方針は定めておりませんが、選任にあたっては、東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準を参考にする予定です。

③ 社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会による監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会に出席し、専門的な知識・経験等の見地から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言・助言を行う予定です。社外取締役が過半数を占める監査等委員会において、内部監査、会計監査及び内部統制部門とそれぞれの監査計画、監査結果を報告・共有し、情報交換を行い、相互に連携する予定です。共同持株会社は、新設会社であるため、詳細は未定です。

(3) 【監査の状況】

① 監査等委員会監査又は監査役監査の状況

共同持株会社につきましては、新設会社であるため、該当事項はありません。完全子会社となる両社の監査の状況につきましては、以下のとおりです。

ア. 菱洋エレクトロ

イ. 監査役監査の状況

監査役監査は、常勤監査役（1名）及び社外監査役（3名）で実施されております。

常勤監査役の菅野博之氏は、菱洋エレクトロの管理本部を中心に経理、総務、人事、監査、CSR等管理部門全般の業務経験を重ねてきております。社外監査役の大井素美氏は、公認会計士の資格を有しております。社外監査役の秋山和美氏は、財務省における長年の経験を有しており、3名とも財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また社外監査役の木村良二氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有しております。

監査役は取締役会や社内の重要会議に出席するほか、重要書類の閲覧、会計監査人もしくは監査部の監査に同行することにより、監査役監査の実効性を確保しております。

ロ. 監査役会の活動状況

監査役会は、原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催しており、最終事業年度においては12回開催され、個々の監査役の出席状況については次のとおりです。

区分	氏名	監査役会出席状況
常勤監査役	菅野 博之	全12回中12回
社外監査役	木村 良二	全12回中12回
社外監査役	秋山 和美	全12回中12回
社外監査役	大井 素美	全12回中12回

監査役会における具体的な検討内容は、監査方針及び監査計画の策定、取締役の職務執行状況、事業等リスク管理状況、内部統制の整備・運用状況並びに会計監査人の監査の方法及び結果の相当性の判断等です。

また、常勤監査役の活動として、年度の監査計画の策定及び当該監査計画に基づく被監査部門に対する往査、重要会議への出席や関連文書等の閲覧のほか、内部監査部門との監査状況についての定期的な情報交換、定例の監査役会におけるその他の監査役との監査結果の共有等です。

イ. リョーサン

監査等委員会は、社外取締役2名を含む3名で構成されており、監査室や会計監査人と連携を取りながら、効率的かつ効果的に業務執行の監査、監督を行います。なお、社外取締役小川真人氏は、長年に亘り公認会計

士として財務・会計関連業務に従事しております。

最終事業年度においてリョーサンは監査等委員会を原則月1回開催しており、個々の監査等委員の出席状況については次の通りであります。

氏名	開催回数	出席回数
弘岡 啓治	10	10
小川 真人	13	13
寺浦 康子	10	10

(注) 取締役弘岡啓治氏及び社外取締役寺浦康子氏は、2022年6月24日開催の第66回定時株主総会において選任されており、就任以後に開催された監査等委員会への出席回数を記載しております。

監査等委員会は、最終事業年度の監査方針・監査計画に基づく監査の実施状況及び結果について報告を受け、必要な協議を行っており、また、リョーサンの内部統制の整備、運用状況について確認、提言を行うとともに、会計監査人からは会計監査に関する報告を受け、連携を推進しました。

常勤監査等委員は、経営執行会議やその他重要な会議に出席し、業務の執行状況を確認するとともに、当期の監査計画に基づき、社内各部門や子会社の監査を行っております。

監査等委員会における具体的な検討内容は、リョーサンの内部統制の運用状況、会計監査人の監査の方法及び結果の相当性、並びに取締役の職務執行の妥当性であります。

② 内部監査の状況

共同持株会社につきましては、新設会社であるため、該当事項はありません。完全子会社となる両社の内部監査の状況につきましては、以下のとおりです。

ア. 菱洋エレクトロ

代表取締役社長執行役員直轄の監査部（提出日現在4名）が、期初に策定した監査計画に基づき各部門の業務について内部監査を実施しております。監査結果は、代表取締役社長執行役員及び取締役会並びに監査役会に適切に直接報告されます。

イ. リョーサン

内部監査につきましては、社長執行役員直轄の監査室4名が担当し、期初に策定した監査計画に基づき、会計、業務、システム全般（内部統制を含む）にわたる内部監査を実施しております。監査後遅滞なく内部監査報告書を発行、被監査部門への改善指導を行うとともに社長執行役員、関係執行役員、監査等委員に報告し、リスクの低減、業務の有効性・効率性の改善に努めております。

③ 会計監査の状況

共同持株会社は新設する会社であるため、該当事項はありません。

なお、共同持株会社の会計監査人につきましては、有限責任監査法人トーマツを選任する予定です。

④ 監査報酬の内容等

共同持株会社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針については、今後策定する予定です。

役員の報酬等は、株主総会の決議でその限度額を定め、具体的な報酬等の額については取締役（監査等委員である取締役を除く。）については取締役会にて決定し、監査等委員である取締役については、監査等委員会の協議により決定するものとする予定です。

なお、共同持株会社の設立の日から2025年3月31日で終了する事業年度に係る定時株主総会終結の時までの期間の取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として共同持株会社から受ける財産上の利益の総額は、2023年12月19日に開催される菱洋エレクトロ及びリョーサンの臨時株主総会にて承認され、監査等委員である取締役以外の取締役に対する金銭報酬等については年額900百万円以内（うち社外取締役分は年額100百万円以内）とし、監査等委員である取締役に対する報酬等については年額200百万円以内とし、監査等委員である取締役以外の取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額は、年額200百万円以内とし、菱洋エレクトロの2019年4月25日開催の第59回定時株主総会において承認可決された譲渡制限付株式報酬制度に基づいて交付がなされた譲渡制限付株式に係る各割当契約書について、2024年4月1日をもって

て、菱洋エレクトロの契約上の地位及び権利義務を承継する旨を定款（附則）に定める予定です。

- ② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数
共同持株会社は新設会社であるため、該当事項はありません。
 - ③ 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者の氏名又は名称、その権限の内容及び裁量の範囲
共同持株会社は新設会社であるため、該当事項はありません。
- (5) 【株式の保有状況】
共同持株会社は新設会社であるため、該当事項はありません。
なお、完全子会社となる両社の株式の保有状況につきましては、両社の有価証券報告書（菱洋エレクトロについては2023年4月26日提出、リョーサンについては2023年6月29日提出）をご参照ください。

第5【経理の状況】

共同持株会社は新設会社であり、本報告書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

なお、完全子会社となる両社の経理の状況につきましては、両社の有価証券報告書（菱洋エレクトロについては2023年4月26日提出、リョーサンについては2023年6月29日提出）、菱洋エレクトロの四半期報告書（2023年6月9日、2023年9月12日及び2023年12月12日提出）及びリョーサンの四半期報告書（2023年8月14日、2023年11月14日及び2024年2月14日提出）をご参照ください。

第6【上場申請会社の株式事務の概要】

共同持株会社の株式事務の概要は、以下のとおりとなる予定です。

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	普通株式 100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	—
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当金額として別途定める金額
公告掲載方法	共同持株会社の公告方法は、電子公告とします。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。 公告掲載URL：未定
株主に対する特典	未定

(注) 単元未満株式を有する共同持株会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を共同持株会社の定款で定める予定です。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

第7【上場申請会社の参考情報】

1【上場申請会社の親会社等の情報】

共同持株会社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当社は本報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

①有価証券届出書（組織再編成・上場）及びその添付書類

2023年12月4日関東財務局長に提出

②訂正届出書（上記有価証券届出書（組織再編成・上場）の訂正届出書）

2023年12月12日関東財務局長に提出

なお、上場申請会社である当社の完全子会社となる予定の菱洋エレクトロ及びリョーサンが、それぞれ最近事業年度の開始日から本報告書提出日までの間に提出した、有価証券報告書及びその添付書類、四半期報告書又は半期報告書、臨時報告書並びに訂正報告書は以下のとおりであります。

(1)【組織再編成対象会社が提出した書類】

①【有価証券報告書及びその添付書類】

菱洋エレクトロ

事業年度 第63期（自 2022年2月1日 至 2023年1月31日）

2023年4月26日関東財務局長に提出

リョーサン

事業年度 第67期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

2023年6月29日関東財務局長に提出

②【四半期報告書又は半期報告書】

菱洋エレクトロ

事業年度 第64期第1四半期（自 2023年2月1日 至 2023年4月30日）

2023年6月9日関東財務局長に提出

事業年度 第64期第2四半期（自 2023年5月1日 至 2023年7月31日）

2023年9月12日関東財務局長に提出

事業年度 第64期第3四半期（自 2023年8月1日 至 2023年10月31日）

2023年12月12日関東財務局長に提出

リョーサン

事業年度 第68期第1四半期（自 2023年4月1日 至 2023年6月30日）

2023年8月14日関東財務局長に提出

事業年度 第68期第2四半期（自 2023年7月1日 至 2023年9月30日）

2023年11月14日関東財務局長に提出

事業年度 第68期第3四半期（自 2023年10月1日 至 2023年12月31日）

2024年2月14日関東財務局長に提出

③【臨時報告書】

菱洋エレクトロ

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書

2023年4月27日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第2項第6号の3の規定に基づく臨時報告書

2023年10月16日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書

2023年12月20日関東財務局長に提出

リョーサン

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書

2023年6月29日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第2項第6号の3の規定に基づく臨時報告書

2023年10月16日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書

2023年12月20日関東財務局長に提出

④【訂正報告書】

菱洋エレクトロ

該当事項はありません。

リョーサン

該当事項はありません。

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

菱洋エレクトロ

菱洋エレクトロ 本店

(東京都中央区築地一丁目12番22号)

菱洋エレクトロ 大阪支店

(大阪府大阪市北区梅田三丁目4番5号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

リョーサン

リョーサン 本店

(東京都千代田区東神田二丁目3番5号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第三部【上場申請会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第四部【上場申請会社の特別情報】

第1【上場申請会社の最近の財務諸表】

1【貸借対照表】

当社は新設会社であり、本報告書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

2【損益計算書】

当社は新設会社であり、本報告書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

3【株主資本等変動計算書】

当社は新設会社であり、本報告書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

4【キャッシュ・フロー計算書】

当社は新設会社であり、本報告書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

第2【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表】

該当事項はありません。